

## 第一百三十二回

## 参議院地方行政委員会会議録第十号

平成七年四月十三日(木曜日)

午後二時開会

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

岩本 久人君

説明員  
常任委員会専門  
員佐藤 勝君大蔵省銀行局保  
險部第二課  
浦西 友義君

谷合 靖夫君

○委員長(岩本久人君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人として、本日、地方公務員災害補償基金理事長中島忠能君の出席を求めることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本久人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○参考人

本件は

○衆議院送付

○自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部

○地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○銃砲刀剣類持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○統合通信法の一部を改正する法律

○衆議院送付

により、同設備の検証を含め、現在も捜索を続行中のところであります。

また、四月六日未明、都内において建造物侵入により逮捕されたオウム真理教関係者らの車内から銃器の部品ではないかと思われる物品多数が発見されたため、同日、銃刀法違反容疑で車両等四カ所の捜索を実施するとともに、四月八日には武器等製造法違反容疑により山梨県富澤町所在のオウム真理教関連施設を、また九日には静岡県内の同教関連施設に対する捜索を実施し、関係箇所から工作機械などを押収いたしております。

そのほか、数都府県において、それぞれの事件解明のため、オウム真理教関係施設などに対し多數箇所の捜索を実施してきているところであります。

以上、これまでの捜索概要を御説明いたしましたが、今後さらに徹底した捜査を強力に推進し、早期にその全容の解明を図つてまいる所存でございます。

○委員長(岩本久人君) 警察庁杉田警備局長。

○政府委員(杉田和博君) 次に、警察庁長官狙撃事件の捜査状況につきまして御報告を申し上げます。

本事件につきましては、警視庁におきまして南千住警察署に公安部長を長といたします特別捜査本部を設置して、犯行現場及び逃走方向を中心とした目撃者捜し、さらにまた犯行後逃走に使用した自転車の発見等、所要の捜査を鋭意推進しているところでございます。また、全国警察におきましても関連情報の収集に努めているところであります。

これまでの捜査から、犯人は、出勤時の長官を待ち伏せまして、二十数メートル離れた場所から四発発射をいたしまして、そのうち三発を命中させ國松長官に重傷を負わせた後、近くにとめてあつた黒っぽい自転車で逃走したことは判明しておりますけれども、いまだ犯人の特定には至つております。いまだ犯人の特定には至つております。

○國務大臣(野中広務君) 今回の改正の検討につきましては、平成六年七月の閣議決定を受けまして、大型自動二輪車につきまして指定自動車教習所における技能検定制度の導入に向けて具体的な対策の検討を行うこととされたことを契機とするものでございます。

改正の検討に当たりましては、今、委員から御

ござりますので詳しく述べませんけれども、犯人の人相、着衣、さらにもた使用された銃器、逃走手段等についていろいろな目撃情報等が寄せられておりまして、現在こうした情報の裏づけの捜査を実施しているところでございます。引き続き犯人の検挙に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長(岩本久人君) 以上で報告の聴取は終わりました。

○委員長(岩本久人君)

以上で報告の聴取は終わ

りました。

○委員長(岩本久人君) 次に、道路交通法の一部を改正する法律案及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は前回既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岩崎昭弥君 最初に、改正道路交通法関係についてお尋ねをいたします。

今回の自動二輪車の運転免許に関する改正についての基本的なスタンスについてお伺いをしたいと思います。また、今回は法改正に当たつて事前に警察の考え方を開示し、国民の意見を反映すべく意見を集約されたというふうに聞いております。その姿勢は警察行政が市民に開かれた行政を志向しようとしているものであり、高く評価できます。

一方、平成二年までに減少傾向にあった自動二輪車による交通事故による死者数は平成六年には再び増加に転じたと聞いております。このデータを平成五年度の警察白書で見ますと、若年者の状態別死者数の推移、これは昭和五十四年から平成四年までのものですが、これによりますと自動二輪車乗車中の事故死が最高であります。しかし、これが昭和六十三年時をピークにいたしまして減少傾向になりつつあったのが再び増加しつつあるということがあります。

そこで、今回の改正で二輪車の交通事故が増加しては意味がないのであります。今回の改正作業の検討結果を踏まえ、今後の二輪車の安全対策について警察庁としてはどうのうにして臨まれるのかを伺いたいと思います。

○政府委員(田中節夫君) 自動二輪車乗車中の死者数は、ただいま委員御指摘のとおり、ここ数年減少傾向にありますけれども、平成六年中におきます自動二輪車乗車中の死者数は一千百九十八人で、一昨年に比べまして七十六人増加しております。いまだ減少傾向が定着していない状況にあ

るというふうに考えております。

改正の検討に当たりましては、今、委員から御

指摘ございましたように、広く国民の意見を反映するために意見を募りましたところ、数多くの貴重な御意見が寄せられたところでございます。特に大型自動二輪車の技能検定制度を導入することにつきましては、免許取得の機会が拡大することなどの理由から多くの御賛同をいただいたところであります。

警察といしましては、これらの意見も踏まえて、二輪車の有しておる経済的、社会的利点の確保、増進及び国民の利便性の向上に配意しつつ、二輪車運転者等の安全を確保することができたものであります。

一方、平成二年までに減少傾向にあった自動二輪車の免許取得の機会が多くなり、特に大型自動二輪車の免許保有者の増加が見込まれるのであります。

一方、平成二年までに減少傾向にあった自動二輪車による交通事故による死者数は平成六年には再び増加に転じたと聞いております。このデータを平成五年度の警察白書で見ますと、若年者の状態別死者数の推移、これは昭和五十四年から平成四年までのものですが、これによりますと自動二輪車乗車中の事故死が最高であります。しかし、これが昭和六十三年時をピークにいたしまして減少傾向になりつつあったのが再び増加しつつあるということがあります。

そこで、今回の改正で二輪車の交通事故が増加しては意味がないのであります。今回の改正作業の検討結果を踏まえ、今後の二輪車の安全対策について警察庁としてはどうのうにして臨まれるのかを伺いたいと思います。

○政府委員(田中節夫君) 自動二輪車乗車中の死者数は、ただいま委員御指摘のとおり、ここ数年減少傾向にありますけれども、平成六年中におきます自動二輪車乗車中の死者数は一千百九十八人で、一昨年に比べまして七十六人増加しております。いまだ減少傾向が定着していない状況にあ

るというふうに考えております。

改正の検討に当たりましては、今、委員から御

歳から二十四歳までの若年者となつておる。少子・高齢化社会に向かいまして、将来の我が国を担つていく若者が自動二輪車乗車中を含めまして交通事故で死亡したり負傷することは、本人の家族や肉親の悲しみはもちろんですが、国家社会にとりましても大きな損失となつております。自動二輪車の事故防止は交通事故防止対策の中でも重要な施策の一つと考えております。

警察といしましては、従来から初心運転者期間制度の効果的な運用あるいは免許取得時講習の受講の義務づけ等々の施策を推進しておりますが、今回の改正を機に教育体系の整備を図り、安全な運転者の養成に重点を置いた施策を強力に推進してまいる所存でございます。

○岩崎昭弥君 自動二輪車の死亡事故を見ますと、その五二・一%が自動二輪車と自動車との接触による事故死が見込まれるのであります。自動二輪車と自動車の接触は、運転者の視線の位置が違うんですね。これが事故誘発の大きな原因であります。また、私は思つております。すなわち、自動二輪車の視線は進行方向の道路の近くに視線を向けがちでありますし、自動車の運転者の視線は進行方向のかなり前方を向いています。したがいまして、二輪車と自動車の走行車線を区別すれば事故はかなり防げそうですが、日本の道路事情がそれを許しません。だから自動二輪車と自動車との事故対策が難しいやえんでもあります。

○岩崎昭弥君 自動二輪車の死亡事故を見ますと、その五二・一%が自動二輪車と自動車との接触による事故死が見込まれるのであります。自動二輪車と自動車の接触は、運転者の視線の位置が違うんですね。これが事故誘発の大きな原因であります。また、私は思つております。すなわち、自動二輪車の視線は進行方向の道路の近くに視線を向けがちでありますし、自動車の運転者の視線は進行方向のかなり前方を向いています。したがいまして、二輪車と自動車の走行車線を区別すれば事故はかなり防げそうですが、日本の道路事情がそれを許しません。だから自動二輪車と自動車との事故対策が難しいやえんでもあります。

○政府委員(田中節夫君)

自動二輪車乗車中の死者数は、ただいま委員御指摘のとおり、ここ数年減少傾向にありますけれども、平成六年中におきます自動二輪車乗車中の死者数は一千百九十八人で、一昨年に比べまして七十六人増加しております。いまだ減少傾向が定着していない状況にあ

るというふうに考えております。

改正の検討に当たりましては、今、委員から御

具体的な捜査内容につきましては現在捜査中で

も強力に推進していく必要があると考えておりますが、委員御指摘のとおり、四輪車の側からも、混合交通における二輪車と四輪車とのかかわり合いの中での交通事故を防止するためには、相互の両特性等を十分理解し、お互いの運転行動を予測及び尊重することが必要不可欠でございます。

従来からいろんな問題点が指摘されたところでございます。

そこで、平成六年度におきまして安全な運転に関する必要な知識をより的確に判定するための学科試験のあり方につきまして調査研究を行いました。学識者の参画もいただきながら実施したところでございます。

今後、この調査研究結果を踏まえまして、学科試験を通じて運転に必要な知識が自然に身につくようになるために、イラスト等を使った現実に直面する交通場面での危険予測あるいは回避、そして判断力、それに対応する対応力、そういうもので判定する問題等を取り入れるほか、多くの解答式による解説式の導入など肢を与える多肢選択式による解答方式の導入など

につきましても検討を行うこととしたいというふうに考えております。

今後とも、これらの教習内容の充実を図るとともに、また既に四輪免許を受けている方につきましても、各種講習や街頭におきます指導、取り締まり活動を通じて二輪車に対する気の配り方、運転の仕方につきまして充実した指導を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

では、主として高齢の方が利用することになります。そういうことが予想されます。そういうことを踏まえまして、私どもにおきましては多くの機会を利⽤いたしまして利用者に対します安全指導を進める、そのほかにメーカー販売店を通じまして一ザーに対する安全指導が行われるよう指導していくことにしております。

私自身もそういう部類の一人であるわけです。この点についてはどのように考えておられるのか、また今回の改正を機会に学科試験の見直しを進めていくということはするのかしないのか、お聞きをしたいと思います。

○政府委員(田中節夫君) 現行の学科試験のやり方、内容につきましては、委員御指摘のとおり、

○岩崎昭弥君 次に、今度は保管場所の関係につ  
す。

いてお尋ねをいたします。

するなど公共交通機関にも重大な支障を与えてい  
るばかりでなく、住宅団地等においては救急車や  
消防車の通行を阻害している状況があるわけであ  
ります。特に本年一月の阪神・淡路大震災のよう  
な大災害が発生した場合には、住民の避難妨害に  
なつたり、また人命救助・消火作業や緊急物資輸  
送の障害になつたりしておるわけであります。

ですから、今回の改正を機会にさらに違法駐車対策は徹底して行つてもらいたいが、これについては大臣の決意のほどを伺いたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 違法駐車の問題につきましては、交通の円滑を阻害いたします。また、交通事故の誘因となるだけでなく、住宅地等においてましても緊急自動車の通行を阻害するなどの国民生活の各般に大きな影響を及ぼしておる重要な問題と認識をしておるところでございます。

また、委員から今御指摘ございましたように、阪神・淡路大震災等のあの大災害発生のときには住民の避難妨害にもなりましたり、さらには救助活動等の障害になることが起きたわけでございまして、この点でもやるがせにできない重大な問題であると認識をしておるところでございます。

取り締まりの強化を行つてまいりたいと存じております。また、今回の保管場所法の改正を機に保管場所確保の徹底を図つて、その万全を期してまいりたいと存じております。

○岩崎昭弥君 次に、今回の保管場所法の改正について実施予定の軽自動車の保管場所の届け出等の適用地域の拡大案についてあります。

平成二年の改正の際の審議では、違法駐車問題は緊急対策として法改正を行つたはずであります

が、今回の拡大の対象となる三十万人以上の市及び東京・大阪圏の適用が実際に施行されるのは前回の改正から五年もたつことになり、また警察の最終目標である十万人以上の市に至ってはさらに五年も後のことになるのであります。

実は保管場所の確保は、宅地建物等の条件から見ると大都市ほど難しく、中小都市の方が確保しやすいというのが常識であります。だから、要望意見を含む質問であります。緊急の対策として改正した割には適用地域の拡大は少し遅過ぎはしないか、その辺の理由について伺いたいと思います。

○政府委員(田中節夫君) 軽自動車に係ります保  
管場所法の適用地域の拡大につきましては、駐車  
問題が深刻化している都市から順次適用していく  
ということで、前回の改正の際にも委員会で警察  
庁の方から申し上げたと存じますけれども、緊急  
の対策として法改正を行う、しかも一番問題の多  
いところから適用地域とするというようなこと  
で、平成三年の法改正後の施行に当たりましては  
東京特別区と大阪市に限つて適用したところでござ

ざいまして、順次適用地域を拡大していくという  
ことございました。

今回私どもはこの法改正が成立いたしましたな  
らば適用地域の拡大を図ることを考えているわけ  
でございますけれども、人口十万人以上の市に適  
用地域を拡大するというふうに考えております。

その実施時期につきましては、やはり駐車問題の  
深刻化している地域から広げていく。そしてま  
た、国民に新しい義務を課すことになりますの

で、激変緩和を図るというような観点から国民への周知徹底を図る。そして十分周知を図った上で、そして届け出義務をきちっと課してまた取り締まりも適応に対応してまいりたい、こういうことで段階的に適用地域を拡大していくということをございまして、この経緯につきましてはいろいろな方からの御意見も踏まえてこのような案を考え

ておるところでございます。

○岩崎昭弥君

今のお答弁を聞いておりまして大体推測はつくのであります、軽自動車の適用地域の拡大の基準となつた三十万人あるいは二十万人、十万人の人口数や、東京・大阪圏の範囲三十キロ以内とする根拠についてもう少しデータ等があつたらお聞きをしたいと思うんです。

○政府委員(田中節夫君) 適用地域の拡大の基本的な考え方でございますけれども、拡大に当たりましては駐車問題が深刻化した都市から順次適用していくということは先ほど申し上げました。

その際の基準といたしまして、都市の人口と申しますのは一般的的な市街地の規模あるいは自動車の台数、交通需要あるいは交通混雑の程度にほぼ比例していると見られます。また、登録自動車の適用地域拡大の際にも人口を基準として適用地域を順次広げていったというような経緯がございましたので、今回もそのような考え方で人口規模を基準としているものでございます。

また、東京圏及び大阪圏に所在する市につきましては、東京、大阪という大都市に近接いたしまして、これらの大都市と社会的あるいは経済的に交通的にも一体となつて市街地を形成している、駐車問題も同様の問題が起きているということから、人口要件に満たないものでありますけれども三十キロメートル以内につきましては適用地域にしたというふうに考えておるところでございます。

この際に、三十キロメートルになぜしたかといふことでございますけれども、一般的に通勤あるいは物流の問題等々考えますと、一体としてとり得る地域はほぼ三十キロメートルぐらいであろうというふうなことで三十キロメートルという線を引いたわけでございます。

○岩崎昭弥君 次に、駐車違反や保管場所違反を中心に軽自動車や自動車等の販売店等に対する指導

を強化することも重要であります。

ところで、平成二年の保管場所法の改正の際の当委員会における附帯決議に「関係業界に対して法改正の趣旨の徹底を図り、自動車の登録時に際し、不正行為が行われないよう強力に指導する」とありますが、自動車業界に対しての指導状況はどのようなことになっているのか、また今回

の法改正に当たっては軽自動車業界にどのような指導を行おうとしておられるのか、聞いておきたいと思います。

○政府委員(田中節夫君) 自動車の保管場所の確保等に対します自動車業界に対する指導状況でござりますけれども、自動車の不正登録防止のためには運輸省と連携いたしまして、関係業界はもとより

委員御指摘の軽自動車につきまして適用地域を拡大した場合の問題でございますけれども、この届け出制度の適用地域拡大に当たりましては、全国の軽自動車の販売店の団体でございます全国軽自動車協会連合会というものがございます。その連合会におきましては、現在、政令指定都市等を初めといたしまして大きな都市におきましては、販売前に車庫の有無を確認する自主的な活動を行つております。そのほか適用地域及び実施時期につきましても広報活動を行うというふうにしておりますので、私どももこのような団体の活動に支援協力するという形での保管場所の確保ができるよう努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○岩崎昭弥君 平成四年三月に警察庁、それから建設省及び運輸省の三省によって設立されました交通事故総合分析センターの活動についてあります。

田中局長は、本年二月十六日の衆議院交通安全対策特別委員会において、交通事故防止対策の施

策の推進に当たっては交通事故分析の高度化に努め、その分析結果に基づいたきめ細かな対策を講ずることとしていると答弁をされております。

また、平成四年の道路交通法改正の際の当委員会の附帯決議には、「関係各省庁は、「同センターによる事故調査及び分析の成果が、効果的な交通安全対策の樹立等に生かされ、ひいては交通事故の減少に結びつくよう努めること。」となっておりま

すが、分析センターの活動についてのPRが少しきりないよう思うのですが、いかがなものか。特に、この分析センターの事業活動を通じて各省政府が行う交通事故防止対策の施策に反映されているのか、またその活動の実態について伺いたいと思います。

○政府委員(田中節夫君) 財団法人交通事故総合分析センターの活動状況についての御質問でございますが、このセンターは警察庁の保有する交通事故統計データ及び運転者管理データ、運輸省の保有いたします道路交通センサスデータの提供を受けまして統合データベースを構築して、これを活用した事故分析を行っております。

このほかに、平成五年八月から茨城県のつくば市及び土浦市周辺におきまして、個別の交通事故を対象に運転者、車両、道路、救急医療等の多角的な事項につきまして現場調査を含めた詳細な調査を行つミクロ調査を実施しておるところでございます。

これらの分析結果につきましては、既に運輸省が道路運送車両の保安基準を改正し、大型後部反射器の装備義務づけ対象車種を拡大した際に、その基礎資料として活用されましたほか、建設省の全対策及び調査研究に活用されております。

また、PRが足りないのではないかという委員の御指摘がございましたけれども、分析センターにおきましては、分析結果の成果を報告書にまとめて公表したり、あるいは一般向けの広報・啓発

資料を作成するなど広報に努めておるところでございます。

ただ、委員御指摘のような問題もござりますので、今後ともその活動ぶりにつきましてPRをすれば、国民に広く知つていただくべく努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございま

す。そこで、平成三年度から始まつた第五次交通安全施設等整備事業五ヵ年計画はことしで終了いたしますが、その進捗状況は一体どうなつてゐるのかということであります。また、来年度から始まることが予想される第六次五ヵ年整備計画については、警察庁としてはどのような基本的な考え方でおられるのか、またその予想される効果についてはどのように考えておられるのかを聞いておきたいと思います。

○岩崎昭弥君 交通事故を防止することや交通事故を解消するためには、信号機の数をやすよりもさまざまな交通状況に対応できるように信号機等の交通安全施設を高性能化した方がより効果があるというふうに聞いております。

ところで、平成三年度から始まつた第五次交通安全施設等整備事業五ヵ年計画はことしで終了いたしますが、その進捗状況は一体どうなつてゐるのかということであります。また、来年度から始まることが予想される第六次五ヵ年整備計画については、警察庁としてはどのような基本的な考え方でおられるのか、またその予想される効果についてはどのように考えておられるのかを聞いておきたいと思います。

○政府委員(田中節夫君) 交通事故を防止するためには、信号機を増設するよりも信号機の高度化を図つた方がいいのではないかという御指摘でございます。

平成六年中の死亡事故の発生状況を見ますと、やはり交差点内の死亡事故というのは全体の三六%を占めております。そのうち五六%が信号機のない交差点で発生しているというところを見ますと、と、引き続き住宅地等におきましては信号機の新設の重要性が認められるというふうに考えております。ただ、御指摘のように、地域によりましては増設するというよりもむしろ高度化を図るといふふうなことが肝要であると思いますので、私どもも、従来もそうでありますけれども、車両感知器を用いた交通量に応じた信号機の運用を行う、あるいは隣合つた信号機を系統的に制御し車両をスマートに通過させるなど、さらに高度化を図つてまいりたいというふうに考えておるところでござ

います。

次に、第五次の五ヵ年計画の進捗状況はどうかという御質問でございますが、第五次の五ヵ年計画は平成七年度で終わります。平成七年度の当初予算の状況を見ますと、特定事業、これは国が半分の補助金を出す事業でございますが、これが一〇一・八%の達成率、地方単独事業につきましても一〇一・九%ということございまして、いずれも一〇〇%を超える進捗状況となつておるところでございます。

次に、来年度から始まります第六次の五ヵ年計画につきましてはどのよう考え方でいるか、またその効果はどうかという御指摘でございますが、第六次の五ヵ年計画につきましては、從来から進めてまいりました交通安全の抑制止あるいは交通の円滑化、さらに生活環境の保全、駐車の適正化というような従来の目的に加えまして、さらに生活の場における安全の確保、交通情報の収集、提供的充実等の施策を新規の重点施策として進めています。

また、予想される効果でございますが、具体的な整備計画を現在策定中でございますので明確な数字を申し上げることはできませんが、交通事故の軽減、あるいは交通量の適切な分散誘導等につきまして大きな効果があるものというふうに考えておるところでございます。

○岩崎昭弥君 規制緩和に関連しまして、高速道路上のバイクの最高速度を引き上げるべきだとの意見や二人乗りを認めていいという意見があるようですが、私は規制緩和はこれは経済の面では行われても効果があると思うのですが、社会的な規制はやっぱり緩めるべきではないといふ考え方を持っております。したがいまして、交通関係では十分な安全を担保しなければならないと考えておりますが、警察庁の意見を聞きたいと思うんです。

○政府委員(田中節夫君) ただいま委員から御指摘いただきました自動二輪車の問題でございますが、これは市場開放問題苦情処理対策本部、いわ

ゆるOTTOに外國から問題提起されたものでございまして、かねてから日本の国内でもメーカー等から同様の要望があるものでございます。

二つございますが、一つは速度規制の問題でござります。

現在、自動二輪車の高速自動車国道での法定速度につきましては時速八十キロメートルになっております。普通自動車と大型乗用車につきましては時速百キロメートルでございます。これにつきまして普通自動車並みの百キロメートルに引き上げてはどうかという意見でございますが、交通事故の実態から見まして高速自動車国道におきま

と、時速八十キロメートルを超える速度で走行中に事故が発生いたしました場合はより被害の大きい事故になる可能性が高くなるというふうに考えております。ただ、他方で速度差があることによりましてかえつて危険が生じているのではないかというような御意見でございます。

そこで、自動二輪車の法定速度の引き上げにつきましては、今申し上げましたようないろんな考え方方がございますので、交通事故の実態等につきましても十分調査して、より交通安全に資するといふように考えておるところでございます。

また、二人乗りの問題でございますが、これにつきましては、首都高速道路、名神高速道路が供用されましたそのすぐ後に自動二輪車の二人乗りによる事故が多発いたしました。そのことから昭和四十年に高速自動車国道、それから都道府県公安委員会が指定する自動車専用道路で二人乗りが禁止されました。その後二人乗りを禁止する道路の範囲が拡大され、現在では高速自動車国道、それからすべての自動車専用道路で禁止されております。

これにつきましては、高速自動車国道におきますことこの自動二輪車の事故率が他の車に比較して高いこと、それから二人乗りの場合、急制動、急ブレーキでございますが、それから急ハンドル

の場合に非常にバランスを崩しやすいというふうに考えられます。そういう点を考えますと、高速自動車国道におきまして自動二輪車の二人乗りを認めらるかどうかにつきましては、交通安全の確保という観点からはこれは十分に慎重に対応していく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○岩崎昭弥君 了解いたします。

最後に、大臣伺いたいのであります。今回改訂二法を含め、今後の交通事故防止対策に対する大臣の決意のほどを伺いまして、私の質問を終ります。

○国務大臣(野中広務君) 平成六年中の交通事故によりますと、といふい人命を失われた方は、関係方面的懸命の努力にもかかわりませず、残念ながら七年連続して一万人を超えるに至つておるわけでございます。交通事故でお亡くなりになつたりあるいは負傷をした方々の御家族や肉親の悲しみを考えますと、まことに憂慮にたえないところでござります。

そこで、国民の安全と保護を責務といいたします警察といつしましては、交通事故防止対策を重要な警察の施策の一つと考えております。今後とも関係機関・団体と連携して、一人でも、一件でも交通事故の被害を減少すべく最大限の努力をしてまいり決意であります。

○岩崎昭弥君 終わります。

○釘宮磐君 法案の質問に入ります前に、最近の問題につきまして若干お伺いをいたしたいと思います。

まず第一に、大臣にお伺いしたいのであります。統一地方選挙前半が終わりました。そこで、中間的な総括をお聞きしたいと思うわけであります。

まず第一に、大臣にお伺いしたいのであります。が、東京、大阪知事選に顕著にあらわれた無党派層の台頭について、内閣の一員としてこれをどういうふうに受けとめておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 東京、大阪等におきま

してそれぞれ、今、委員が御指摘になつたような選挙結果が出ましたことは、私はそれなりに重く厳粛に受けとめるべきであると考えておるわけでございます。

一方、行政のトップでもあるわけでございます。一方で、私ども今後この結果を厳粛に踏まえながらも国民各層がそういう首長というもののあり方につけたる不順理解をいたくよう方途はまた啓蒙明性を持たなくてはならないと存じますとともにござります。

私はこう思ふんです。まず、今回の大阪、東京に見られるこの無党派層の結集というのは、最近の政党また政治家に対する不信感のあらわれである。このようと思われる不順理解をいたくよう方途はまた啓蒙明性を持たなくてはならないと考へておる次第でございます。私はこう思ふんです。

○釘宮磐君 大臣の今の答弁を聞いていまして、私はこう思ふんです。

まず、今回の大阪、東京に見られるこの無党派層の結集というのは、最近の政党また政治家に対する不順理解をいたくよう方途はまた啓蒙明性を持たなくてはならないと考へておる次第でございます。私はこう思ふんです。

私は、このよう思ふんです。まず、今回の大阪、東京に見られるこの無党派層の結集というのは、最近の政党また政治家に対する不順理解をいたくよう方途はまた啓蒙明性を持たなくてはならないと考へておる次第でございます。

私は、このよう思ふんです。まず、今回の大阪、東京に見られるこの無党派層の結集というのは、最近の政党また政治家に対する不順理解をいたくよう方途はまた啓蒙明性を持たなくてはならないと考へておる次第でございます。

際に私も選挙運動をやつてみまして、これは本当にいつ選挙があるのかというようなことを随分聞いておるわけあります。私は、こういう状況の背景に、今回の特に都道府県議会議員選挙が前回の六一・〇五%の投票率から五六・二三%へ低下をしておるわけあります。そこで国民の選挙への関心というもの、このまま何も手を打たなければますます投票率というものは下がっていく、ましてや先ほど冒頭に述べましたような結果が出てくるとなれば私は大変なことではないのかな、このよう思ふわけであります。

そこで、例えばマスクミを使つたPRであるとか選挙キャンペーン、こういうようなものが必要ではないのか。また、投票日についても日曜日がいいのか、また平日あたりに行うことも必要なのではないか、そりで検討してみると必要なのではないか、そういうことも感じたわけありますが、この点についていかがでしょうか。

○國務大臣(野中広務君) 最初に、知事選挙を顧みてお話をございまして、今回この無党派の方々の当選に対して与党の責任が大であるとおっしゃいましたけれども、これは私は決して無党派の方でないと思っておりまして、少なくとも東京、大阪で当選された方は二十四年間の参議院議員としての経験も持たれた方でございます。ただ、選考過程についていろいろ批判をいただくなつたであろうと思ひますけれども、釣宮委員が今おっしゃいましたように、大阪等においては共産党を除くオール与党の推薦でもございました。また東京も与党だけが戦った選挙ではないわけでございまして、一方的に与党の責任であるかのような考え方私は肯定することはできないのでござります。

さて、ただいま御指摘ございました四月九日に行われました選挙におきましては、知事選挙におきましては投票率が五五・一二%と前回に比べまして〇・六九%高くなつたわけでござりますけれども、今御指摘ございましたように、都道府県の議員選挙では五六・二三%にとどまりまして、

残念ながら前回より四・二六%低下したところでござります。

自治省といたしましても、テレビスポットによる啓発のほか、新聞、ラジオ、ポスター、交通広告等さまざまメディアを活用いたしまして投票日の周知や投票総参加を訴えてきたところでございますが、引き続き後半の四月二十三日執行の市町村選挙に向けて、各選挙管理委員会と連携を図りながら一層の啓発活動に努めてまいります。

なお、御指摘ございました平日投票についてでございますけれども、学校等の投票所施設の確保という問題やらあるいは投票所事務に従事をしていたたく方々の確保の問題等さまざまな問題があるわけでござりますし、一方、企業等の便宜供与が徹底しないと投票率にかなりの悪影響を与えることになると思われるところでござります。

ようど平成四年の五月に行つた世論調査の結果では、回答の約八〇%がやはり投票日を日曜日または祭日と答えておられることから考えますとさきに、平日投票につきましては慎重な検討が必要であると考えております。

また、投票日を二日制にするというようなことについてもいろいろ議論のあるところでございます。

○釣宮幹君 この問題について私があえてここで申し上げたのは、この選挙の後には参議院選、そして小選挙区による衆議院選があるわけでありますけれども、特に小選挙区による衆議院選といふのはかなり今までよりもエリアの小さい選挙区で選挙が行われる。そういう中で、私は法に基づいてかなり厳正にやるという姿勢を見せていただたい、このように思います。

統計として、治安悪化に関する点についてお伺いをいたしたいと思います。

近年、我が国は急速に悪化しているよう思われます。国民の間にも治安に対する不安が広まっていることが先日総理府から発表された世論調査結果、この世論調査結果では周囲で犯罪が起る不安を感じるという人が六三%もいたということがあります。

三番目に、今度連座制の強化というものが公選法の中行われまして、今回この選挙法が改正されて初めての選挙であります。これから違法ななどが摘発されてくると思うわけであります

が、警察庁としてこれらに対してもどのような姿勢で臨まるおつもりなのか、決意をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 今回公職選挙法の改正後初めての選挙が行わられたわけでございますが、今御指摘の連座制の強化を含めて、警察といたしましては厳正公平な取り締まりに当たるものと承知をいたしております。

○政府委員(堀見隆君) ただいま大臣から御答弁申し上げましたけれども、今回の統一地方選挙につきましては、一連の公職選挙法の改正を受けて施行されたある意味で最初の全国的規模の重要な選挙であると認識をしておりまして、各都道府県警察においては法改正の趣旨にのっとり、違反取り締まり体制を強化するなどして厳正かつ徹底した取り締まりに当たっているところでござります。

○釣宮幹君 この問題について私があえてここで申し上げたのは、この選挙の後には参議院選、そして小選挙区による衆議院選があるわけでありますけれども、特に小選挙区による衆議院選といふのはかなり今までよりもエリアの小さい選挙区で選挙が行われる。そういう中で、私は法に基づいてかなり厳正にやるという姿勢を見せていただたい、このように思います。

統計として、治安悪化に関する点についてお伺いをいたしたいと思います。

近年、我が国は急速に悪化しているよう思われます。国民の間にも治安に対する不安が広まっていることが先日総理府から発表された世論調査結果、この世論調査結果では周囲で犯罪が起る不安を感じるという人が六三%もいたといふことがあります。

こういう中にあって、ことしに入つてから先ほど御報告いただきましたいわゆる地下鉄サリン事件やオウム真理教事件、國松警察庁長官狙撃事件

など立て続けに発生をいたしております。このことは国民の不安を極限にしていると言つても過言ではないと思うわけありますが、この事態に対する警察庁の認識と決意について改めてお伺いします。

○國務大臣(野中広務君) 今御指摘ございましたように、サリンを使用したと見られます地下鉄駅構内における事件、また國松警察庁長官狙撃事件、さらにはオウム真理教をめぐる逮捕監禁その他さまざま事件など一連の事件は法秩序に対する重大な挑戦とも言うべき凶悪な犯罪が発生をしておるわけでござります。国民生活の基盤である治安の骨幹を搖るがしかねない深刻な事態に至つておるものと認識をしておるところでございます。

現在、これらの事件につきましては、関係警察の総力を挙げてそれぞれ取り組んで一刻も早い犯人の検挙と全容解明に取り組みますとともに、再発防止にさらに努力をしておるところでございます。国家公安委員長といたしましても、国民の不安を一刻も早く解消するため、警察の組織の総力をあげて捜査が行われますよう督励いたとどもに、諸対策の推進に努めておるところでございます。

また、国民の皆さん方からも大変多くの情報が寄せられておるところでございまして、この種恐るべき犯罪について大きな関心と御理解をいただきたい、このように思います。

統計として、治安悪化に関する点についてお伺いをいたしたいと思います。

近年、我が国は急速に悪化しているよう思われます。国民の間にも治安に対する不安が広まっていることが先日総理府から発表された世論調査結果、この世論調査結果では周囲で犯罪が起る不安を感じるという人が六三%もいたといふことがあります。

これまで我が国は治安のよさは世界的にも高く評価され、東京は女性や子供が夜中に一人で歩ける数少ない大都市とさえ言われてきました。しかし、この我が国の誇りであった治安に対する信頼が最近の凶悪事件の頻発によつて安全神話の崩壊という形で揺らいでおります。

何なのか、これまで良好な治安を維持できた理由

は一体どこにあるのか、その辺の認識についてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 警察におきましては、事件に強い警察の確立という方針のもとでさまざまな施策を推進してきました結果、国民の皆さんとの理解と協力を得ました結果、現在までおかげで良好な治安が維持をされ、治安のいいのが我が国の誇れる一つの文化でもあつたわけでございますけれども、御指摘のように、残念にも最近におきますさまざまな事件の続発といふのは、国民の治安に対する安心感に大きな陰りを感じていることは重大な問題であると認識しております。

先ほど申し上げましたように、犯人を一刻も早く検挙するとともに、同種事犯の再犯防止に努めまして国民に安心していただけるよう政府を挙げて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○釣官警君 罪もない一般市民の無差別殺人をねらった地下鉄サリン事件やその国の治安の責任者である警察廳長官の狙撃、こういったものはこれまで犯罪の中でもタブーと考えられてきたものであります。

このような狂氣の犯罪を検挙できないような事態となれば、我が国の治安は根底から覆され、世界各國にはかり知れない影響を及ぼすと言えると思います。

平成四年こそ持ち直したようではあります、が、低下傾向であり、甚だ心もとないと言えましょう。

このよう状況を開けるためには、機器材の整備や捜査員のプロフェッショナル化はもとより、国民の人権を守り、かつ警察権力の肥大化につながらないことに配慮した上で刑事警察力の量的増強も必要なのではないかと思うわけであります。警察廳は行革の横並びを氣にするが、治安のこれ以上の悪化を食いとめてほしいというのがあると思います。

あらなければならぬ、いろんな事態を想定をしておきなればならない、このように思うわけでありま

により施設内外の巡回警戒を強化いたしておるところです。

到明を出でおります。

して、そういう事態を想定していくなかでたどり出たことは非常に残念であります。それでは、國松長官の狙撃事件について一点だけ

事前に手を打つ等の配慮もいたしまして万全を期す覚悟でございます。

Pがついていいなかでたとのことでありました、地  
下鉄サリン事件やオウム真理教の強制捜査を背景  
として考えたときに、今回のことはある程度予測  
ができたのではないか、このように思うわけであ  
ります。

○釣宮馨君　ぜひ頑張っていただきたい、私はそのことをお願い申し上げたいと思います。  
さて、オウム真理教の問題について二点だけお伺いをしたいと思うんですが、オウム真理教に對

国家の緊急事態においては、警察も含め、要人の警護はもつと慎重に考えるべきではなかつたのか。また、この際、警察庁が合同庁舎で他の省庁と同居をしている点で警備上で問題はないのか。さらには、危機管理という面からSPをしつける基準、警察庁の建物、長官の宿舎の警備、これらについて改めて考え方をしなければならない。

する捜査は日々新しい展開を繰り広げておりま  
す。きょうは早朝からテレビで全国一齊に摘要が  
行われているということになります。今後の捜査が  
の推移を見守っていかなければならぬと思ふう  
けであります。少々気がかりな点について二点  
ほどお伺いをいたしたいと思います。

そういう事態に立ち入ったというふうに思うわけ  
であります。その点についてはいかがでしよう  
か。

○政府委員(杉田和博君) 警察庁長官につきまし  
ては、これまで自宅及びその周辺におきまして  
警戒を実施しておりますけれども、三月二十  
日、いわゆる地下鉄サリン事件が発生したことによ  
りまして警察官を増強配置して警戒を強化して  
おつたところでございます。そういう警戒のもとで  
で今回のような事案が起きたということござい  
まして、まさに遺憾に思つております。今後は  
配置の人員、さらには警戒のやり方、こういう  
ものに十分に検討を加えまして万全を期したいと  
考えております。

の散逸等あるいは被疑者の逃走等を防ぐためにも、秘密裏に行うというのが原則でございます。今般の搜索を実施するに当たりまして、事前にその事実を察知されないようにという点は特に念を押したわけでござりますが、残念ながら御指摘いただいたような状況がその後の捜査等でも少しつづ

が争つてやつているというようなところがあるわけですが、今後の捜査に影響が出てこないのかどうか、そういう意味では警察庁としてマイスコミ各界に対しても申し入れ等はしているのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。

のを私は若干疑問視するわけでありまして、規制緩和の一環とも言われておりますが、大型自動二輪車について取得年齢を引き上げることは逆に規制強化であり、技能検定制度の導入、これが取得しやすくなつたということで規制緩和というよう前に言われておりますが、ならば技能検定は公安委

○釘宮磐君 強制捜査後にオウム関連のテレビ番組、これは大変な頻度でございまして、番組は軒並み高い聴視率を上げているそうであります。そのためかどうかはわかりませんが、独占取材とか人生出演とかいって彼らの主張がテレビで連日のように流されております。報道の自由との関係でまさに難しい問題ではありますが、これは結果として布教に手をかすことにはならないかと私は危惧をするわけであります。

そういう意味で、マスコミ関係者の私は良識なことということはもう私ども肝に銘じておりますし、今後いろいろな捜査が行われるわけでござりますが、証拠物の散逸を防止し捜査を円滑に進めていくためにも秘密の保持というか捜査情報の管理については徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、一点つけ加えて申し上げさせていただきたいことがありますと、もう御案内のとおり、犯罪捜査というのは、先ほども警察の情報管理をしつかりしろという御指摘をいただいておりますが、基本的にはやはりできる限り秘匿のうちに目的を達するという活動でございます。そういう意味で、この捜査活動といふやうな報道機関による取材活動といふのは、かねてからある意味での緊張関係にあるわけでございます。そういう中で、私どもとしてはやはり先ほども御指摘いたしましたように情報管理をきちっとし、必要な秘密を保持して、しかも迅速的確に捜査活動を行い所期の目的を達成してまいりたいというふうに考へているところでございます。

○釣宮磐君 それでは、道交法の改正の方に移らせていただきたいと思います。

にある程度訴えたいわけでありますけれども、最近ではオウム関係者がタレント的な存在となつてゐるという事実もあるようであります。また、新情報などといって元信者のインタビューなどが放

今回の改正は自動二輪に関する免許取得の改正であります。自動二輪車に関する事故死亡者が近年減少傾向にあるわけであります。昨年は若干増加したようであります。そういう中での自動

映をされておりまして、これはかなり最近は各局が争つてやっているというようなところがあるわけであります。今後の捜査に影響が出てこないのかどうか、そういった意味では警察局としてマスコミ各界に対しても申し入れ等はしているのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたしました。

二輪免許制度の改正の必要性、こういうようなものを受けた私は若干疑問視するわけでありまして、規制緩和の一環とも言われておりますが、大型自動二輪車について取得年齢を引き上げることは逆に規制強化であり、技能検定制度の導入、これが取得しやすくなつたということで規制緩和というようになりますが、ならば技能検定は公安委

員会の審査よりもレベルが低いということになるわけでありまして、そういう点についてはどのようにお考えでしようか。

○政府委員(田中節夫君) 今回御審議を賜つております道交法改正は中心が自動二輪免許制度の改正でござりますけれども、この規制緩和と言われているものにつきましては、いわゆる指定自動車教習所におきます技能検定を導入するということにつきまして、限定なし自動二輪車免許につきまして指定自動車教習所におきます技能検定制度を導入した場合には、従来は公安委員会に直接来て試験を受けるというような機会しかございませんでしたけれども、国民の免許取得機会が指定自動車教習所においても受けられるということで拡大する、そういう意味で規制緩和というふうに申し上げているわけでございます。

その中で、それならば大型自動二輪免許につきまして十八歳に引き上げることにつきましては規制強化ではないかといふ御指摘でございますが、

この大型自動二輪免許につきましては、従来からこれは法律上は十六歳で免許を取得できるわけでございますけれども、大変に大きな車でございま

すし、その運転につきましては精神的な問題あるいは肉体的な問題もございますので十八歳になつてから取得するように指導を行つてしまつました。そういう意味では、従来の指導を踏まえたものでございまして、必ずしも規制強化には当たらないのではないかというふうに私どもは考えております。

また、技能検定制度の導入によりまして、それが規制緩和というのであれば技能検定と公安委員会が行います試験との関係はどうかといふ

でございますが、技能検定は公安委員会が行います技能試験に準じて行うものでございまして、指

定自動車教習所におきまして技能検定制度が導入されましてもこの技能検定制度の内容につきま

てはいささかも公安委員会の行う試験の水準より低くなることはない、そういうことは決してないといふふうな方向で検討しているわけでございま

して、そういう意味合いで規制緩和というのとはその点については当たらないというふうに考えておるところでございます。

○釣宮磐君 先ほども岩崎委員が御質問をしておりましたが、今回、改正に当たつて国民一般から広く意見を求めたということであります、これ

は岩崎委員の指摘にもありました、國民に開かれれた警察のあり方として評価ができるわけあります。

その中で若干気になりますのは、送られてきた意見の中に業界団体の組織票と思われるものが多

数見られたというようなことが言われておりますが、実態はいかがですか。

○政府委員(田中節夫君) 今回の改正の検討に当たりまして広く國民の意見をお聞きするというこ

とで、昨年の六月十三日から十一月の終わりまで

六ヶ月間、全国から御意見をいただきました。合

計で二千七百十一通の御意見がございました。そ

れらの意見の中におきましては、免許年齢の引

上げ、あるいはこの技能検定制度の導入につきま

しては免許取得の機会が拡大するということで賛成であるというような御意見もございました。

阪府内ではマイナス二九・六%、大減少しております。

○政府委員(田中節夫君) 昨年、路上駐車の状況を調べました。これによりますと、平成二年、車庫法が改正された時点に比べまして、これは瞬間

の路上の駐車台数でござりますけれども、施行前に比べますと東京都内でマイナス二九・六%，大

阪府内ではマイナス二二・八%ということで大変

減少しております。

減少理由といたしましては、保管場所法の改正に伴いまして広報啓発活動あるいは取り締まりが

実施された、さらにはディーラー等によりますところのいろんな広報啓発活動が実を結んだとい

ふうに考えておるところでございます。

○釣宮磐君 この法案が平成二年に改正をされたわけでありますが、この平成二年の改正を機に今

まで車庫証明が要らなかつた軽に車庫証明が必要になつたわけでありますから当然その駐車場の確

保が懸念をされたわけでありますが、この五年間

の間にいわゆる網にかかつた適用地域における駐

車場の整備状況、これについてはどうであったのか、お答えをいただきたいと思います。

○説明員(吉岡和徳君) お答えいたします。

一般公共の用に供します駐車場は、都市地域に

おきまして平成二年三月末時点では約五十一万台

の整備がされておりました。駐車需要に対しまし

ては駐車場が不足しまして、路上駐車が蔓延する

など交通渋滞や交通事故の原因となり、安全で円滑な道路交通の確保の観点から大きな問題となつてゐたところでございます。

このため、長期的には駐車需要をおおむね充足させることを目標に、公共と民間の適切な役割分

担のもとに、まず公共駐車場につきましては、從

来からの有料道路融資事業等の無利子融資制度に加えまして、新たに平成三年度に特定交通安全施

設等整備事業によります補助制度を創設いたしました。三大都市圏におきましては直轄及び補助事

業で五十六カ所の整備を進めているところであります。

警察では昨年の九月に路上駐車の実態調査を行つてあるようですが、その概況をまず説明していただきたいと思います。

○釣宮磐君 それでは、保管場所法改正に関する質問をさせていただきますが、今回軽自動車適用

地域の拡大が予定されているのは都市部においてあります。

依然として路上駐車場がわりとしている軽自動車の数が一向に減らないためであると思うわけ

であります。

○釣宮磐君 先ほども岩崎委員が御質問をしてお

るところでございます。

そこで、その点については当たらないというふうに考えておるところでございます。

○政府委員(田中節夫君) 今回御審議を賜つてお

ります道交法改正は中心が自動二輪免許制度の改

正でござりますけれども、この規制緩和と言われ

ているものにつきましては、いわゆる指定自動車

教習所におきます技能検定を導入するということにつきまして、限定なし自動二輪車免許につきま

して指定自動車教習所におきます技能検定制度を導入した場合には、従来は公安委員会に直接来て試験を受けるというような機会しかございませんでしたけれども、國民に開かれてる

車教習所においても受けられるということで拡大する、そういう意味で規制緩和というふうに申し

上げておるわけでございます。

その中で若干気になりますのは、送られてきた

意見の中に業界団体の組織票と思われるものが多

数見られたというようなことが言われておりますが、実態はいかがですか。

○政府委員(田中節夫君) 今回の改正の検討に當たりまして広く國民の意見をお聞きするというこ

とで、昨年の六月十三日から十一月の終わりまで

六ヶ月間、全国から御意見をいただきました。合

計で二千七百十一通の御意見がございました。そ

れらの意見の中におきましては、免許年齢の引

上げ、あるいはこの技能検定制度の導入につきま

しては免許取得の機会が拡大するということで賛成であるというような御意見もございました。

阪府内ではマイナス二九・六%、大減少しております。

○政府委員(田中節夫君) 昨年、路上駐車の状況を調べました。これによりますと、平成二年、車

庫法が改正された時点に比べまして、これは瞬間

の路上の駐車台数でござりますけれども、施行前

に比べますと東京都内でマイナス二九・六%，大

阪府内ではマイナス二二・八%ということで大変

減少しております。

○政府委員(田中節夫君) 今年、路上駐車の実態調査を行つてあるようですが、その概況をまず説明

していただきたいと思います。

○釣宮磐君 先ほども岩崎委員が御質問をしてお

るところでございます。

そこで、その点については当たらないというふうに考えておるところでございます。

○政府委員(田中節夫君) 今回御審議を賜つてお

ります道交法改正は中心が自動二輪免許制度の改

正でござりますけれども、この規制緩和と言われ

ているものにつきましては、いわゆる指定自動車

教習所におきます技能検定を導入するということにつきまして、限定なし自動二輪車免許につきま

して指定自動車教習所におきます技能検定制度を導入した場合には、従来は公安委員会に直接来て試験を受けるというような機会しかございませんでしたけれども、國民に開かれてる

車教習所においても受けられるということで拡大する、そういう意味で規制緩和というふうに申し

上げておるわけでございます。

その中で若干気になりますのは、送られてきた

意見の中に業界団体の組織票と思われるものが多

数見られたというようなことが言われておりますが、実態はいかがですか。

○政府委員(田中節夫君) 今回の改正の検討に當たりまして広く國民の意見をお聞きするというこ

とで、昨年の六月十三日から十一月の終わりまで

六ヶ月間、全国から御意見をいただきました。合

計で二千七百十一通の御意見がございました。そ

れらの意見の中におきましては、免許年齢の引

上げ、あるいはこの技能検定制度の導入につきま

しては免許取得の機会が拡大するということで賛成であるというような御意見もございました。

阪府内ではマイナス二九・六%、大減少しております。

○政府委員(田中節夫君) 今年、路上駐車の実態調査を行つてあるようですが、その概況をまず説明

していただきたいと思います。

○釣宮磐君 先ほども岩崎委員が御質問をしてお

るところでございます。

そこで、その点については当たらないというふうに考えておるところでございます。

○政府委員(田中節夫君) 今回御審議を賜つてお

ります道交法改正は中心が自動二輪免許制度の改

正でござりますけれども、この規制緩和と言われ

ているものにつきましては、いわゆる指定自動車

教習所におきます技能検定を導入するということにつきまして、限定なし自動二輪車免許につきま

して指定自動車教習所におきます技能検定制度を導入した場合には、従来は公安委員会に直接来て試験を受けるというような機会しかございませんでしたけれども、國民に開かれてる

車教習所においても受けられるということで拡大する、そういう意味で規制緩和というふうに申し

上げておるわけでございます。

その中で若干気になりますのは、送られてきた

意見の中に業界団体の組織票と思われるものが多

数見られたというようなことが言われておりますが、実態はいかがですか。

○政府委員(田中節夫君) 今回の改正の検討に當たりまして広く國民の意見をお聞きするというこ

とで、昨年の六月十三日から十一月の終わりまで

六ヶ月間、全国から御意見をいただきました。合

計で二千七百十一通の御意見がございました。そ

れらの意見の中におきましては、免許年齢の引

上げ、あるいはこの技能検定制度の導入につきま

しては免許取得の機会が拡大するということで賛成であるというような御意見もございました。

阪府内ではマイナス二九・六%、大減少しております。

○政府委員(田中節夫君) 今年、路上駐車の実態調査を行つてあるようですが、その概況をまず説明

していただきたいと思います。

○釣宮磐君 先ほども岩崎委員が御質問をしてお

るところでございます。

そこで、その点については当たらないというふうに考えておるところでございます。

○政府委員(田中節夫君) 今回御審議を賜つてお

ります道交法改正は中心が自動二輪免許制度の改

正でござりますけれども、この規制緩和と言われ

ているものにつきましては、いわゆる指定自動車

教習所におきます技能検定を導入するということにつきまして、限定なし自動二輪車免許につきま

して指定自動車教習所におきます技能検定制度を導入した場合には、従来は公安委員会に直接来て試験を受けるというような機会しかございませんでしたけれども、國民に開かれてる

車教習所においても受けられるということで拡大する、そういう意味で規制緩和というふうに申し

上げておるわけでございます。

その中で若干気になりますのは、送られてきた

意見の中に業界団体の組織票と思われるものが多

数見られたというようなことが言われておりますが、実態はいかがですか。

○政府委員(田中節夫君) 今回の改正の検討に當たりまして広く國民の意見をお聞きするというこ

とで、昨年の六月十三日から十一月の終わりまで

六ヶ月間、全国から御意見をいただきました。合

計で二千七百十一通の御意見がございました。そ

れらの意見の中におきましては、免許年齢の引

上げ、あるいはこの技能検定制度の導入につきま

しては免許取得の機会が拡大するということで賛成であるというような御意見もございました。

阪府内ではマイナス二九・六%、大減少しております。

○政府委員(田中節夫君) 今年、路上駐車の実態調査を行つてあるようですが、その概況をまず説明

していただきたいと思います。

○釣宮磐君 先ほども岩崎委員が御質問をしてお

るところでございます。

そこで、その点については当たらないというふうに考えておるところでございます。

○政府委員(田中節夫君) 今回御審議を賜つてお

ります道交法改正は中心が自動二輪免許制度の改

正でござりますけれども、この規制緩和と言われ

ているものにつきましては、いわゆる指定自動車

教習所におきます技能検定を導入するということにつきまして、限定なし自動二輪車免許につきま

して指定自動車教習所におきます技能検定制度を導入した場合には、従来は公安委員会に直接来て試験を受けるというような機会しかございませんでしたけれども、國民に開かれてる

車教習所においても受けられるということで拡大する、そういう意味で規制緩和というふうに申し

上げておるわけでございます。

その中で若干気になりますのは、送られてきた

意見の中に業界団体の組織票と思われるものが多

数見られたというようなことが言われておりますが、実態はいかがですか。

○政府委員(田中節夫君) 今回の改正の検討に當たりまして広く國民の意見をお聞きするというこ

とで、昨年の六月十三日から十一月の終わりまで

六ヶ月間、全国から御意見をいただきました。合

計で二千七百十一通の御意見がございました。そ

れらの意見の中におきましては、免許年齢の引

上げ、あるいはこの技能検定制度の導入につきま

しては免許取得の機会が拡大するということで賛成であるというような御意見もございました。

阪府内ではマイナス二九・六%、大減少しております。

○政府委員(田中節夫君) 今年、路上駐車の実態調査を行つてあるようですが、その概況をまず説明

していただきたいと思います。

○釣宮磐君 先ほども岩崎委員が御質問をしてお

るところでございます。

そこで、その点については当たらないというふうに考えておるところでございます。

○政府委員(田中節夫君) 今回御審議を賜つてお

ります道交法改正は中心が自動二輪免許制度の改

正でござりますけれども、この規制緩和と言われ

ているものにつきましては、いわゆる指定自動車

教習所におきます技能検定を導入するということにつきまして、限定なし自動二輪車免許につきま

して指定自動車教習所におきます技能検定制度を導入した場合には、従来は公安委員会に直接来て試験を受けるというような機会しかございませんでしたけれども、國民に開かれてる

車教習所においても受けられるということで拡大する、そういう意味で規制緩和というふうに申し

上げておるわけでございます。

その中で若干気になりますのは、送られてきた

意見の中に業界団体の組織票と思われるものが多

数見られたというようなことが言われておりますが、実態はいかがですか。

○政府委員(田中節夫君) 今回の改正の検討に當たりまして広く國民の意見をお聞きするというこ

とで、昨年の六月十三日から十一月の終わりまで

六ヶ月間、全国から御意見をいただきました。合

計で二千七百十一通の御意見がございました。そ

れらの意見の中におきましては、免許年齢の引

上げ、あるいはこの技能検定制度の導入につきま

しては免許取得の機会が拡大するということで賛成であるというような御意見もございました。

阪府内ではマイナス二九・六%、大減少しております。

○政府委員(田中節夫君) 今年、路上駐車の実態調査を行つてあるようですが、その概況をまず説明

していただきたいと思います。

○釣宮磐君 先ほども岩崎委員が御質問をしてお

るところでございます。

そこで、その点については当たらないというふうに考えておるところでございます。

○政府

議論をされたようでありまして、特に十六条の問題が議論をされたようあります。そこで指摘されている点について警察庁は、ユーチー側の責任強化は重要な問題であるというふうに答弁をしておるようあります。

私は、この問題が生じる背景には、廃車となつた自動車を処分ルートにのせる社会システムが十分でない、このことが非常に問題であると思うんです。その構築をメーカーなども一体となつて取り組む必要があると思うのであります。この点について、運輸省ですか。

○説明員(影山幹雄君) お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のとおりでございまして、放置自動車が年々増加し、道路交通あるいは市民生活に大きな影響を与えております。そういうことを踏まえまして、この防止及び処理につきましては関係機関が協力いたしまして解決すべき問題というふうに私どもも考えております。

このような観点から、運輸省それから通産省の両省の指導でございますけれども、これによりまして自動車関係団体が平成三年の七月に、不法放置を未然に防止するため、一つは販売店等を通じまして実費により廃車を回収するシステム、これを構築しております。もう一つが、実はもう既に放置された車についてでございますけれども、市町村がこれを回収するわけでございますけれども、その廃車処理の費用を負担する仕組み、これを整備して機能させております。ちょっと申し上げますと、実績といたしまして平成六年で処理台数が約一万九千台、処理費用といたしまして一億七千円をこの関係業界の方で負担いたしております。

私どもといたしましては、この放置自動車の回収システム、今後ともさらに有効に機能し、またその回収の実効が上がるよう引き続き関係業界を指導してまいりたい、このように考えております。

○有働正治君 審議二法案について私どもも賛成であります。

そこで、きょうは法案に関連いたしまして交通安全対策、とりわけエアバッグ問題を私は取り上げたいと思います。

まず、警察庁にお尋ねします。

最近の交通事故の新しい特徴として自動車運転中の事故がふえていると承知していますけれども、この運転中の事故の状況、昭和五十四年の数字、それから近年、平成四年ないし六年、どう変化しているのか、またその原因は何と考えておられるか、まずお示しいただきたい。

○政府委員(田中節夫君) 交通事故の状況でござりますけれども、状態別死者数のうち自動車乗車中の死者数は昭和五十年から次第に多くなっております。昭和五十四年が二千九百九十八人、平成四年が四千七百八十三人、平成五年が四千八百三十五人、平成六年が四千四百八十二人となっております。昨年は一昨年に比べて若干減少はしておりますけれども、平成六年を昭和五十四年と比べますと約一・五倍に増加しております。

第一当事者であります自動車運転者が交通死に

事故を起こしたその原因を見ますと、平成六年中は最高速度違反が千六百七十四件と一番多いわけでもござりますけれども、特に近年問題になつておりますところのシートベルトの関係で申しますと、依然としてシートベルト非着用の死者数の割合が高い、平成六年中に自動車乗車中死者数の七四・四%がシートベルトをしていないというような状況でございます。

○有働正治君 そこで、そういう問題についていわば警察としてどう対応して対策をとつて指導なり、強化しているのか、そこらあたりいかがでありますか。

○政府委員(田中節夫君) 特に交通事故防止対策につきましては、交通事故を起さないように安全運転教育あるいは指導取り締まり、規制等につきましていろいろ施策を行つてきているわけでござりますけれども、事故が起きた場合の被害の軽減ということで、最近私どもにおきましてはシ

ートベルトの着用については最も大きな事故軽減対策として推進をしておるところでございます。

○有働正治君 シートベルトが重要であるということは言うまでもありません。いろんな現場を見たり、皆さん方の研究所でのテスト等私も拝見させていただきました。

同時に、運転中の安全を守る上で、シートベルトをつけた上でエアバッグ、これも効果的だと私は考えるわけですが、この点についての政府としての認識いかがでありますよ。うか。エアバッグにつきましては、現段階で車両に装備されておるのは大部分が正面から衝突したときに作動する設計となっております。

それのみでは十分な乗員の保護の効果は得られないといった限界はありますけれども、シートベルトを装着することを前提とした場合であれば、より高度の乗員の安全性を担保することができるものであります。シートベルトの乗員保護機能を補完し得る装置であるというふうに考えておるところでございます。

○有働正治君 アメリカの場合、エアバッグが義務化されているわけですが、これによる交通安全の効果、これは政府としてどういうふうに認識されておられますか。

○政府委員(田中節夫君) アメリカでエアバッ

グの装着が義務化された、そのことによつてどういうような効果があつたかといふことにつづきましては、公的な資料に接しているわけじゃございませんけれども、昨年十二月にNHKの報道がございまして、その中では八千人の死者数が減少したというようなことも言われております。

私どもといたしましては、そのような数字が、公的な資料ではございませんけれども、シートベルトの装着を前提とした場合において、より高度な乗員の安全性の確保を図る装置であるということで、警察としてはその普及が進むことが望ましいというふうに認識しておるところでございま

○有働正治君 アメリカでこの義務化によって運転中の交通事故での死亡可能性が三割ほどは減ったということが指摘されているわけであります。

アメリカでは一億九千万台の車が走つて、法律でエアバッグ装備を義務化すると。そこで、今、局長もおっしゃられたように、年間八千人の命

がエアバッグで助かったということも指摘されてゐるわけであります。アメリカでは運転席、助手席、両方にエアバッグがついている車を買いたい

という人は多い、ほとんどそういうふうに私も承知しています。アメリカ自動車メーカーのコマーシャルも安全重視で、エアバッグというのを正面から衝突したときに作動する設計となっております。

そこで、運輸省にまず聞きますけれども、アメリカ運輸省の行つている自動車アセス、これを日本でも実施すべきだという声がかねて強かつたわけあります。これが今後運輸省としての実施方針、一つのセールスポイントにしておるという状況もあります。

○説明員(中島恒夫君) 自動車ユーチーに対しまして自動車の安全性に関する情報を提供すること

につきましては、我が国におきましてもユーチーによる情報の内容とか試験方法などにつづきまして検討を実施してまいりました。これまでの検討結果を踏まえまして、今年度、平成七年度におきましては、具体的な車名を明らかにいたしまして、衝突実験をして、安全性などを個々の自動車の性能につきましてユーチーにわかりやすく提供する予定でござります。

○有働正治君 アメリカでは運輸省が、その年発売の新型車四十台を運輸省が直接店から買って衝

突実験をして、安全性を数値で示して、どの車はどの程度安全かと、車ごとに五段階評価などに表にいたしまして消費者に公表する、こういうアセ

スを行つてゐる。時速六十キロ近くで衝突実験、世界一厳しいテストということが言はれてゐるわけで、消費者はそのアセス結果を参考にしながらより安全な車を選ぶ。アメリカではエアバッグについても性能のよい、より安全な車を選ぶといふことで行われたといふに私は承知しているわけであります。今御答弁された、日本でのこの間のテスト等々は大体そういうことを内容はかなり類似した内容で、具体的にどの車はこうだと、具体的にはどんな感じになるのであります。

○説明員(中島恒夫君) 先ほど申し上げました

ように、これまでではユーチャーに対しまして提供する情報の内容とか試験方法につきまして、判別性だとか再現性がいいかどうかというのを検討してまいりましたところでございます。

それらを踏まえまして、平成七年度におきまして、具体的な車名を明らかにいたしまして、個々の自動車の安全性能というものを今年度明らかにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○有働正治君 ユーザー非常にわかりやすいようになります。

そこでお尋ねしますけれども、エアバッグをつけた車とつけない車、価格差というのは大体どれくらいなのか。

○説明員(中島恒夫君) エアバッグを装着していない車と装着していない車の価格差につきましては、現在我々が調べましたところによりますと

五万円から十一万円程度となつております。今後の技術開発等によりまして一層価格が下げるかもしれませんけれども、運転席の安全性能に期待しておるところによりますと

○有働正治君 めちゃくちやに高いというほどではないわけであります。

そこで、運輸省にお尋ねしますけれども、このエアバッグの効果についてはアメリカでもなかなか、八千人近くがこのために命が救われたと、まあでも、この点いかがでありますか。

○政府委員(田中節夫君) 交通事故総合分析センターにおきましては、自動車安全運転センターで調査いたしました事故調査、そういうものにつきまして分析をいたしました。その結果、平成五

年三月に、「交通事故による被害の実態とその軽減対策に関する調査研究」という報告書がまとめられてございます。その中で、エアバッグの問題に關しまして、調査対象となつた三百八十五件の事故のうち、エアバッグ装備車が関係した事故が七件、七台、そのうち二件、二台につきましては

エアバッグが作動し、これにより乗員の頭部、顔面の被害は低減されたと思われると、そういうふうなことが記載されてございます。

○有働正治君 日本車にはエアバッグがついていないという点で私は問題があると考えるわけであります。日本で年間八百五十万台ほど生産されている車のうち百六十万台にはエアバッグをつけています。日本車にはエアバッグがついています。

○説明員(中島恒夫君) エアバッグの普及を図るために、運輸省いたしましては自動車メーカーに対しましてエアバッグの標準装備、もしくはエアバッグ装備を希望するユーチャーに対しまして対応可能なようにエアバッグ装備が可能な車種の拡大というものを指導しているところでございま

す。また、先ほど御指摘ございましたように、ユーチャーに対する個々の自動車の安全性能に関する情報提供というものを今年度から実施する予定にしてございます。

今後とも、安全性の確保というのを重点に、エアバッグの普及というものを一層図つていただきたいふうに考えております。

○有働正治君 大蔵省にお尋ねしますけれども、エアバッグ装着の車の保険料というの、運転席と助手席、両方装備の場合は三割引き、シートベルトと運転席と助手席両方のエアバ

ッグがそろつていれば四割引きといふふうに保険料を安くして誘導策を積極的に行って、それが生命を守る、また保険会社にとってそれが保険料を支払わなくて済む効果があるということもある

ようであります。

保険業界に対する指導監督というのは大蔵省であります。この点でも積極的に対応する必要があるのじゃないかと。日本では一般的に言つて大体一割引き程度にとどまつてゐるようである。その点は対応が私は弱いのではないかと。この点の改善と指導を求めるわけであります

が、いかがでありますか。

○説明員(浦西友義君) エアバッグ装備と保険料の関連につきましてお答え申し上げます。

エアバッグ装備車につきましての自動車保険の割引制度は、交通事故による死者が一万人を超える第二次交通戦争と言われ始めました平成三年に

対する働きかけ、その点で車の保険料を安くするとか等々、自動車業界その他に對しても誘導策、これが求められているのではないかなという気がいたしますけれども、まず運輸省の方にお尋ねいたします。

○説明員(中島恒夫君) エアバッグの普及を図るために、運輸省いたしましては自動車メーカーに対しましてエアバッグの標準装備、もしくはエアバッグ装備を希望するユーチャーに対しまして対応可能なようにエアバッグ装備が可能な車種の拡大といふふうのを指導しているところでございま

す。また、先ほど御指摘ございましたように、ユーチャーに対する個々の自動車の安全性能に関する情報提供というものを今年度から実施する予定にしてございます。

今後とも、安全性の確保というのを重点に、エアバッグの普及というものを一層図つていただきたいふうに考えております。

○説明員(中島恒夫君) 大蔵省にお尋ねしますけれども、エアバッグ装着の車の保険料というの、運転席と助手席、両方装備の場合は三割引き、シートベルトと運転席と助手席両方のエアバ

ッグがそろつていれば四割引きといふふうに保険料を安くして誘導策を積極的に行って、それが生

命を守る、また保険会社にとってそれが保険料を支払わなくて済む効果があるということもあります。

そこで、エアバッグ装備の義務化の問題、これも検討する必要がありますし、対応していただきたい。この点で

交通安全委員会の我が党議員の質問に対しまして、運輸省としてはエアバッグについては推奨、奨励している。今後警察庁等とも協議してさらに踏み込んだ対応をすべきかどうか積極的に検討したいと前向きに積極的に検討していく意向を表明されているわけであります。

車両の安全基準の問題が第一である、これは私も承知しているわけがありますが、交通事故死をなくす、交通安全を高める、そういう点からいつて警察最高責任者としての国家公安委員長としてエアバッグの装備義務化についても関係省庁とも協力して積極的に政府としても検討して対応していただきたい、こういうこととあります。いかがでありますよ。

○国務大臣(野中広務君) 自動車の装備に関する安全基準の向上につきましては従来から運輸省が主体となって進めてきておられるところであります。エアバッグにつきましては、先般、同僚代議士が羽田空港の前で正面衝突をされました際にも、代議士本人は後部座席で顔面挫傷あるいは胸部骨折等をやつたわけでございますけれども、運転者はエアバッグがついておったために何一つ事故がなかつたというようなことを私のもつて最近承知いたしております。その安全性について深く認識をしておるところでございます。

今後、委員御指摘のエアバッグの装備義務化につきましても、乗員の安全確保という装備の安全性基準とかかわる問題でございますので、運輸省も十分情報交換をいたして、さらにその安全性が発揮されるように努力をしてまいりたいと考えております。

○有働正治君 それから、メーカー、ディーラー、保険業界に対して、企業としての社会的責任に照らしまして、もっと交通安全対策に積極的に取り組んで協力を求めるという点も政府として積極的に対応していただきたいと思うわけであります。

自動車工業会の方にお尋ねしたところ、エアバッ

ッジはコストが問題で、ハンドル取りかえで装着するものとして日本では運転席用のものが出ていませんよといふれば答えであつたわけあります。つまり、政府がきつちり対応していけばそれに対応せざるを得ない面もあるけれども、そうなつていなからということを暗に言外に述べられたわけであります。

さきに述べましたように、アメリカの場合は保険料の割引制度を大々的に進めて、そしてそれが効果を上げているということもあるわけであります。ところが日本の場合には保険会社も消極的です。理由は、メーカー、ディーラーが保険代理店となっておりまして、保険会社とメーカーのつながりがあるというふうにアメリカ側が批判しているわけであります。日本ではメーカーが保険会社を怖がらないという状況があります。

日本損害保険協会にお話を聞きますと、エアバッグの法制化を政府に働きかけることは考えていない。しかし、エアバッグが効果はあると思われているので一定の割引は私どもも行っているけれども、しかし政府に働きかけて積極的にやるなんということは考えていませんといふうなわが感じであったわけなんですね。

したがいまして、こういう関係業界、やっぱり生産している、あるいはそういう関係の仕事に携わっている以上、国民の生命を本当に大事にして生命を守る、それに最大限寄与するというのは企業としての社会的責任からいって私は当然だと思うんですね。その点で政府はやはりニシアチブをとつて関係省庁とも協力しながら対応していただく、このことが求められていると。

そういう点で、国家公安委員長として、また国務大臣として、メーカー、ディーラー、保険業界などして積極的に働きかけていただきたいとい

う点で大臣の見解を求めるわけであります。

○国務大臣(野中広務君) エアバッグは自動車の乗員のより高度な安全性の確保を図ることのできる装置であると考へられておるところでございまして、その普及が進むことが望ましいと考えておるところでございます。

法律上の義務化につきましては、委員が御指摘のように、関係省庁はもちろん、関係業界等が広く連携をしながら積極的に検討をしていくべき重要な課題であると認識をいたしております。

○有働正治君 だから関係者との調整等々が必要であることは言うまでもありませんが、大臣もこの重要性については述べられたのですから、そういう立場で積極的に政府として挙げて交通事故対策の一つの手だてとして取り組んでいただきたいというのを重ねて要求いたしました。質問を終わります。

○西川潔君 よろしくお願いいたします。

まず私は道交法の改正からお伺いをいたしました。

最初に、第二条九号にございますが、「原動機付自転車及び身体障害者用の車いす」という部分を「原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの」と改める点につきましてお伺いいたします。

○政府委員(田中節夫君) 委員御指摘の第二条第

九号の規定と申しますのは、原動機を用いるもののうち自動車としては取り扱わないものを列挙したものでございます。いわゆる駆動補助機付自転車、ハイブリッド自転車でございますが、原動機を用いておりますので現行法では排気量によりましては自動車または原動機付自転車として取り扱われる可能性がありますが、今回の改正で人の力を補うために原動機を用いるもので一定の基準にては自動車に該当することを認めた規定でございます。また、歩行補助車につきましても、原動機を用いるものでありますと現行法では同様に自動車または原動機付自転車として取り扱われ

る可能性がございますので、このうち一定の基準を満たすものにつきましては、これを通行させている者につきましては歩行者として取り扱うといふことを明確にするものでございまして、第二条第九号の改正は今申し上げましたような規定を明確にするために規定の整備を行うものでございま

す。

○西川潔君 この項目については電気動力を活用した自転車、あるいは老年寄りなどが利用されることを明確にするものでございまして、第二条第九号の改正は今申し上げましたような規定を明確にするために規定の整備を行うものでございま

す。

今後、超高齢化社会を迎えまして老年寄りがふえた中で、心身の衰えとともに少なからず外出をする機会が増えればいいな、生活のゆとりや潤いという面では一つの大きなメリットではないかと。この点、警察庁では、この自転車については既に電気動力が活用されている歩行の際の補助車を想定されていることと思

うわけです。この自転車については既に電気動力が活用されているわけですが、一方の歩行者用補助車についても現在電気動力を活用した補助車を開発中と伺っております。

○西川潔君

よろしくお願いいたします。

まず私は道交法の改正からお伺いをいたしました。

最初に、第二条九号にございますが、「原動機付

自転車及び身体障害者用の車いす」という部分を

「原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車

いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で

定めるもの」と改める点につきましてお伺いいたしました。

○政府委員(田中節夫君) 委員御指摘の第二条第

九号の規定と申しますのは、原動機を用いるもの

のうち自動車としては取り扱わないものを列挙し

た規定でございます。いわゆる駆動補助機付自

転車、ハイブリッド自転車でございますが、原動機

を用いておりますので現行法では排気量によりま

しては自動車または原動機付自転車として取り扱

われる可能性がありますが、今回の改正で人の力

を補うために原動機を用いるもので一定の基準に

該当するものについては自転車に該当することを

認めた規定でございます。いわゆる駆動補助機付自

転車、ハイブリッド自転車でございますが、原動機

を用いておりますので現行法では排気量によりま

しては自動車または原動機付自転車として取り扱

われる可能性がありますが、今回の改正で人の力

を補うために原動機を用いるもので一定の基準に

該当するものについては自転車に該当することを

認めた規定でございます。いわ



の安全と円滑な支障がない場所についての駐車規制を見直し、ドライバーの利便性及び駐車の効用の面に配意した駐車管理を行うこととしたものでございます。

具体的には、住居地域と都心部以外の地域における駐停車禁止規制の見直し、二つ目に山間部等の幹線道路における駐停車禁止規制の見直し、三つ目にパーキングメータ等設置場所におけるパーキングメータ等の運用時間以外の、いわゆる裏規制と申しておりますけれども、その駐停車禁止規制の見直し、四つ目に貨物自動車を対象としたパーキングメータ等の運用、この四点につきまして地域や路線ごとに見直しをするよう府県警察に指示したものでございます。

○西川潔君 めり張りのきいた駐車対策とでも申しましようか、本当に規制が必要な面では規制を強化する、その一方で見直しが必要な面では緩和するということでお伺いしたいと思うわけです。

そこで、緩和という面で一点具体事例に基づきましてお伺いをしたいと思います。

一昨年の三月、新聞報道でございますが、大分県別府市ではホームヘルパー等が寝たきり老人の介護で訪問をする際に使用する自動車を駐車禁止の対象車両から外すよう交渉していたが、このほど県公安委員会から駐車禁止除外指定車の標章が交付されることになったという内容でございました。この事実関係について、そしてまた、その後警察庁では関連の通知を出されたというふうに伺っておりますが、その点についても御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(田中節夫君) 委員御指摘の大分県の事例でござりますけれども、報告によりますと、御指摘のとおり、老人ホームサービスや老人訪問看護事業等に使用いたします車両に対しまして駐車禁止の除外あるいは駐車許可の措置をとつておるというような報告を受けております。平成六年

末現在、六十四台の車両に対しまして除外措置を行つておるという報告でございます。

こうした駐車禁止の例外的措置は各都道府県公安委員会において判断するものでございますが、安全性が高い在宅老人福祉事業のために使用する車両につきましては、道路交通法第四十五条第一項に基づき、警察署長の駐車許可で対応する旨の通達を発し、具体的な申し出がありました場合には道路交通の状況等勘案しながら適切な措置が図られるよう指導しているところでございます。

○西川潔君 この件に関しましては、本当に皆さんは大変喜んでおられるわけでございます。少し車をとめたりなんかすると、こんなところに言う人も、意味のわからない、内容のわからない人はそう言う方もいらっしゃいます。でも、このことはたくさんの方が本当にお喜びになっておられます。

今、御説明をいただきましたが、通知の中には実はホームヘルパーさんの訪問に使用する自動車については触れられていないようでございます。今年度から厚生省の新事業といたしまして二十四時間の巡回型ホームヘルプサービスが始まりました。この巡回型につきましては、これまでのよくな週に一回、数時間という滞在型とは異なりまして、一日数回、數十分、しかも朝でも昼でも夜でも夜中でも、いつでもどこでもだれでもといふことで、恐らく効率的に事業を進めていくために自動車の使用も相当多くなるのではないかなどいうふうに思います。いずれにいたしましても、これから事業が始まることでございますし、現在のところは仮定の話にすぎませんが、しかし超高齢化社会を迎えまして在宅介護サービスの必要性が高まることはもう間違いないことでございま

す。質問にしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 警察におきましては、緊急性あるいは公益性等が高い事業に従事する車両に対しましては、駐車禁止規制の除外あります。

同時に、訪問看護事業等に使用する車両に対しても同様の措置をしているところでござります。

今後も、高齢者福祉の観点からさまざまな新たな在宅老人福祉事業が実施をされるものと思われるわけでございますが、これらにつきましては具体的な構想ができ上がった段階で、先ほど来お話をありますように、できるだけその人たちの介護が十分行き届くように、関係省庁、団体等の要望を踏まえながら、駐車秩序確保との調和を十分考慮しながら必要な措置を検討してまいりたいと存じます。

○西川潔君 よろしくお願いします。

終わります。

○委員長(岩本久人君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

それでは、これより両案について討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、道路交通法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岩本久人君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岩本久人君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

は、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本久人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

は、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本久人君) 次に、地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。野中自治大臣。

○国務大臣(野中広務君) ただいま議題となりました地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府は、国家公務員の災害補償制度につきまして、人事院の意見の申し出を受けて、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしておりますが、地方公務員の災害補償制度につきまして、これと同様の制度改正を行なうなど、所要の措置を講ずる必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、地方公務員災害補償法の一部改正について御説明申し上げます。

第一に、介護補償の創設であります。

傷病補償年金または障害補償年金を受ける権利を有する者で、一定の支給事由により常時または随時介護を要するものに対して、当該介護を受けている期間、介護に要する費用を補償することとしております。

第二に、遺族補償年金の支給水準の改善であります。

遺族補償年金を受けることができる子、孫または兄弟姉妹の範囲を、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者とするとともに、遺族補償年金の最高額である平均給与額の二

百四十五日分を受ける場合の遺族数が五人以上となつておりますものを遺族数が四人の場合にもこの年金の最高額に該当するようになり、遺族数が二人及び三人の場合についても年金の支給額を引き上げることとしております。

第三に、年金たる補償の支給期月の改善であります。現在年四回の支払いとなつてある年金たる補償について、年六回支払うように改めることとしております。

第四に、福祉施設の内容の改善等であります。

第五に、罰金額及び過料額の適正化であります。が、経済情勢の変化等を勘案し、所要の引き上げを行うこととしております。

次に、消防団員等公務災害補償等共済基金法等の一部改正についてあります。消防団員等公務災害補償法の一部改正に合わせまして、消防団員等福祉施設という名称を消防団員等福祉事業に改め、消防団員等福祉事業の内容に被災団員が受け入れた保護の援護を加えるとともに、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村等に支払う経費の対象に介護補償を加えることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(岩本久人君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

質疑のある方は順次御発言願います。

○渡辺四郎君 まず、基金の理事長にきょうは来ていただきまして、ありがとうございます。後ほどいろいろと聞かせていただきます。

まず、法案の質疑に入る前に、前回、平成二年六月十九日の本委員会でのこの災害補償改正案のとき、三点にわたっての附帯決議が実はつけられ

れております。その第一点が、地方公務員の良好な職場環境の保全と健康管理について万全を期すことと、第二点で、理事長に来ていただいたのはここにあることと、第三点で、特に災害の予防及び職業病の発生防止のための努力を本委員会としては政府に要請をしていましたが、その後具体的にどのような対策を講じてどのような結果が得られたのか、まずそのことからお聞きしたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) それでは地方団体におきましては、職員の健康と安全を確保することと、従来から安全衛生管理体制の整備を進め、また職場環境の整備あるいは健康管理に努めてきております。

自治省といたしましても、このような地方団体の取り組みを進めるため、平成三年三月に設立されました財團法人の地方公務員安全衛生推進協会と連携をとりながら、この面の情報提供あるいは技術援助に取り組んできしております。

具体的には、学校給食事業における安全衛生管理の問題、あるいは現業職場の安全活動の向上策について、また産業医活動の活性化、こういったことについて調査研究を行いましてその成果を地方団体に示すなど、担当課長会議あるいは担当者の研修会といふものを実施いたしましてこういった面の啓発を進めると、さらには、学校給食の関係では、給食調理員の指収があり症につきまして平成四年度に中央労働災害防止協会から調査結果を受けまして、それを踏まえまして公務災害の認定に資していくことと同時に、その防止対策というのを取りまとめてまして各地方団体に安全衛生管理要綱というものを周知いたしてきておりまして、御指導の附帯決議の趣旨を踏まえまして指導・助言に努めてきているところでございます。安全衛生管理体制の整備状況を見ましても、逐年整備率は上昇してきておりまして、そういう状況にござります。

今後も、地方団体の良好な職場環境の保全、また健康管理ということは重要な課題と認識しまして、地方団体に一層の指導と助言に努めてまいり

たいと考えております。

○渡辺四郎君 次の点は基金にお聞きするということと、理事長に来ていただいたのはここにあることと、特に災害の予防及び職業病の発生防止のための努力を本委員会としては政府に要請をしていましたが、その後具体的にどのような結果が得られたのか、まずそのことからお聞きしたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) それでは地方団体におきましては、職員の健康と安全を確保することと、従来から安全衛生管理体制の整備を進め、また職場環境の整備あるいは健康管理に努めてきております。

自治省といたしましても、このような地方団体の取り組みを進めるため、平成三年三月に設立されました財團法人の地方公務員安全衛生推進協会と連携をとりながら、この面の情報提供あるいは技術援助に取り組んできております。

具体的には、学校給食事業における安全衛生管理の問題、あるいは現業職場の安全活動の向上策について、また産業医活動の活性化、こういったことについて調査研究を行いましてその成果を地方団体に示すなど、担当課長会議あるいは担当者の研修会といふものを実施いたしましてこういった面の啓発を進めると、さらには、学校給食の関係では、給食調理員の指収があり症につきまして平成四年度に中央労働災害防止協会から調査結果を受けまして、それを踏まえまして公務災害の認定に資していくことと同時に、その防止対策というのを取りまとめてまして各地方団体に安全衛生管理要綱というものを周知いたしてきておりまして、御指導の附帯決議の趣旨を踏まえまして指導・助言に努めてきているところでございます。安全衛生管理体制の整備状況を見ましても、逐年整備率は上昇してきておりまして、そういう状況にござります。

今後も、地方団体の良好な職場環境の保全、また健康管理ということは重要な課題と認識しまして、地方団体に一層の指導と助言に努めてまいり

たいと考えております。

○渡辺四郎君 次の点は基金にお聞きするということと、理事長に来ていただいたのはここにあることと、特に災害の予防及び職業病の発生防止のための努力を本委員会としては政府に要請をしていましたが、その後具体的にどのような結果が得られたのか、まずそのことからお聞きしたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) それでは地方団体におきましては、職員の健康と安全を確保することと、従来から安全衛生管理体制の整備を進め、また職場環境の整備あるいは健康管理に努めてきております。

自治省といたしましても、このような地方団体の取り組みを進めるため、平成三年三月に設立されました財團法人の地方公務員安全衛生推進協会と連携をとりながら、この面の情報提供あるいは技術援助に取り組んできております。

具体的には、学校給食事業における安全衛生管理の問題、あるいは現業職場の安全活動の向上策について、また産業医活動の活性化、こういったことについて調査研究を行いましてその成果を地方団体に示すなど、担当課長会議あるいは担当者の研修会といふものを実施いたしましてこういった面の啓発を進めると、さらには、学校給食の関係では、給食調理員の指収があり症につきまして平成四年度に中央労働災害防止協会から調査結果を受けまして、それを踏まえまして公務災害の認定に資していくことと同時に、その防止対策というのを取りまとめてまして各地方団体に安全衛生管理要綱というものを周知いたしてきておりまして、御指導の附帯決議の趣旨を踏まえまして指導・助言に努めてきているところでございます。安全衛生管理体制の整備状況を見ましても、逐年整備率は上昇してきておりまして、そういう状況にござります。

今後も、地方団体の良好な職場環境の保全、また健康管理ということは重要な課題と認識しまして、地方団体に一層の指導と助言に努めてまいり

している。ということは、裁判の方が先行し出したわけですね。タイトルだつて「中高年配慮し基準緩和 過労死認定 行政より裁判所が先行」というようなタイトルで出るよう裁判所の方が労働基準局よりも先行し出した、あるいは基金の方よりも。基金というのは本部でなく支部の方ですよ。

そういう点から見た場合、今度、特に過労死の問題で、労働災害の方も例え心筋梗塞とかクモ膜下出血とか、こういう部分についてもかなり緩和をしたようですが、これらについてはやっぱり広く認定をする必要があるわけですから、大臣の御見解あるいは理事長の見解を聞いておきたいと思うんです。

○参考人(中島忠能君) たくさん御指摘がございましたので、順次お答え申し上げたいと思います。

一つは公務災害の請求及び認定件数の推移でございますが、昭和五十九年度に三万四千七百七十件ございました。それから、平成元年になりますとそれが三万一千五百二十七件、平成五年度は三万六百八十六件と若干減ってきております。若干減っておりますけれども、その背景というのは、一つはやはり一番大きな背景は、完全週休二日制というのが浸透いたしまして、勤務日数が少なくなるということで少し公務災害の件数が減つておりますけれども、やはり基本的には各職場、各公務員の労働災害の防止に対する意欲の高揚が必要だというふうに思っています。たまたまそういう面において各地方団体の任命権者サイドに働きかけておるところでございます。なかなか時間を要する問題でございますけれども、極力努力をしてまいりたいというふうに思いました。それから、いわゆる過労死に関連いたしまして認定基準の緩和の話がございましたけれども、労働省の方で去る二月一日にいわゆる脳・心臓疾患に係る認定基準というものを改正して、施行いたしました。国家公務員、地方公務員、それぞれ、

少しおくれましたけれども、三月三十一日にその通知を出したところでございます。

ただ、こういう問題を処理するに当たりまして、私たちにはやっぱり法を執行する立場でござりますので、國家公務員災害補償法あるいは労働者災害補償法というものと均衡をとるということが原則としてござりますので、そういう基準というものの、基本というものを踏まえながら、やはり地方政府の世界でできるだけ迅速に、そしてより引きめ細かな認定ができるように努力をしていかなければならぬというので、その限りにおいて努力をしているところでございます。

先生からごらんになりますとなお歯がゆいものがあろうかと思いませんけれども、私たちできるだけいろいろな方々の御意見を聞きながら努力をしておられる所存でございますので、また機会を見て御指導いただきたいというふうに思います。

○渡辺四郎君 理事長からお話をありましたけれども、先ほど大臣から提案の説明がありまして、その中で幾つかの部分で確かに評価できる部分が改正の中にあるんです。

その中で若干お尋ねしたいわけですから、非常に難しくなってきたというのが一つあると思っています。そういう点から見れば、私は大変結構なことであるというふうに実は思っておるわけであります。

そこで、今回介護補償の創設で三十条の二が新設をされて、「自治省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して自治大臣が定める金額を支給する」、こうありますが、自治省令で定める程度、すなわち対象者の範囲及び自治大臣が定める具体的な金額についてははどういうふうにお考えなのか、お聞きをしたいんです。

○政府委員鈴木正明君 今回の改正により創設をます対象と考えております。

また、障害等級の一級あるいは二級に該当する人で例えば脊髄損傷などで神經あるいは精神に著しい障害によつて随時介護を要する方、あるいは胸腹部臓器の著しい障害によりまして随時介護を必要とする人、この人も対象とすることいたしまして自治省令で定めたい、こういうふうに考えております。

それから次に、具体的な補償額でございますが、介護補償は平成八年度から支給されるということになりますのでそれで申し上げますと、常時介護を必要とする人につきましては、家族等の介護を受けて民間介護事業者に支出した費用がないか、または月額五万七千六百円を下回る場合、この場合は月額五万七千六百円の定額ということで考えております。また、民間介護事業者等に支出した費用が月額五万七千六百円を超える場合には、限度額がありますが、限度額が十万六千二百円、これを限度額としまして支出した費用に見合うものを支給する、こういうふうに考えておりまます。

また、随時介護を必要とする人でございますが、その人につきましては、家族等の介護を受け民間介護事業者等に支出した費用がない家族介護だけの場合、あるいは支出したとしても月額二万八千八百円を下回る場合、この方については月額二万八千八百円の定額支給といふことでござります。民間介護事業者等に支出した費用がそれを超える場合には、限度額五万三千三百円を限度額としましてその支出した費用を支給する、このよう定めることを予定いたしております。

○渡辺四郎君 大臣、今、部長の方からお話をあつたように、平成八年から実施して、一級の常時介護者に対して定額で最低五万七千六百円、最高で十万六千二百円。

ILO百二十一号の第十一條は介護料の支払い

を定めていますが、問題は重度障害者の例えでいる方、この方のうち障害または傷病等級が一級に該当する方で常時介護を必要とするという人

のが百二十一号の十一條の内容なんですね。

そういう点から見た場合、これは労災と横並びしておるものだからこういう金額になつております。

そこで、常時介護の要る方についてその程度の介護の金額では私はやっぱり完全な介護はできないんじゃないのかと。しかし、全体的に今まで横並びで来ておるものですから、やっぱり災害補償ですから、一般的には大きく言えば社会保障から得られるわけですから、そういう立場でこの部分についてはこれから後ひとつぜひ検討していただきたいと思うわけです。

もう時間がなくなりましたが、最後に、地下鉄サリン事件で東京都の都府職員が三十五人、このうち十四名が入院をしたというふうに報道されています。都教育関係の職員十四名が被害に遭つて被災をしたわけですが、これについてどういふうに補償関係の部分についてやられておるのか、現状をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○参考人(中島忠能君) 御説明申し上げます。

いわゆる地下鉄サリン事件に係る被害の状況及び公務災害認定の状況でございますが、まず被害を受けられた方が非常に多いんじゃないか。ちょうど出勤時刻帯に当たつておりますので、そういう方が非常に多いだろうと思います。もう一つは、公用出張中あるいはまた地方から東京に来ておられて、が一番お気の毒なんですけれども、人命の救助とがあるいはまた犯罪の捜査というのに従事して

おられる警察官とかあるいはまた消防職員が被害を受けられた、こういうふうに想像の上でござりますけれども、三つぐらいに分けられるだらうと思います。そして、そのほとんどの方が私が今申し上げましたような過程において被害を受けられましたので公務災害に該当するんじゃないかと思ひます。そして、そのほとんどの方が私が今まで認定申請というのが一件も出てきておりませんので、出てきましたら早速私たちの方では実態をよく聞きまして、非常に緊急を要する事態でござりますので早期に処理をするように努めてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺四郎君 ありがとうございました。

○小林正君 基金の中島参考人、御苦労さまでございます。

今回の地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案にかかりまして、渡辺委員からも御指摘がございましたので、できるだけ重複を避けながら御質問をさせていただきたいと存じます。

まず、一般的に考えてみまして、公務災害によつて被災した職員の家族が被災以前の生活の水準と被災以後その生活水準が維持、保障されるのかどうか、そういう問題についてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) このたびの改正におきましては、介護補償の創設ということでおきま

して、介護中心に体系的にこの関係の手当てをしていこうという考え方でございます。法律改正事項以外でも例えば長期家族介護者に対する援護金の制度などを考へておきま

る、一つはILLOの基準というものがござ

ります。また、ILLOの条約あるいは勧告といつたことで基準がありますが、一応現在の水準はそ

の基準を満たしておりまして、先進国諸国の水準に達している、こういうふうに見ております。

しかし、御指摘のように被災職員や家族の生活といった点につきましては、やはり被災職員の生

活実態の把握に努めまして、その都度その都度水準について検討をしていかなきやならぬ、こういう考え方を持つております。

○小林正君 こういうことを申し上げるのは、結局自分がどういう状況になろうとも、公務遂行中に起きた災害でもって以後そのことが結果として家庭の破壊や崩壊につながるような事態ということが避けられるということが職員にとっては職務には専念できる最低条件ではないかな、こういうふうに思うのですからお尋ねをしているわけであります。今のお話では先進各国と比べても遜色がない、こううことではありますけれども、実際的には、私も公務災害の基金支部の業務にかつて携わったこともございますのでいろんな実態についても知つておるわけですから、そういう状況に果たしてなり得ているのかどうか若干疑問を感じざるを得ないわけでございます。

それから、先ほどの渡辺委員の御質問にもありましたけれども、家族が介護される場合の補償の内容というのは一体どうなつておるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) 家族によりまして介護を受けているケースがあるわけでございますが、この場合はいわば介護費用の支出ということが伴つてないということからいろいろ議論はあつたわけでございます。基本的には、民事損害賠償の

実務等の取り扱いを踏まえまして、家族による介護労働につきましても一定の方向でやっぱり金錢的評価というものが行えるのではないかというこ

とで行いまして、今回介護補償の対象とすることと考えております。

こういうことで、具体的に申し上げますと、被

災職員の方が反復継続して家族によつて介護を受けている場合、この場合には家族から介護を受け

たという事実に基づいて一律的に定額を支給する

という方法で考えております。具体的な給付水準

は、家族の介護労働をパートタイム労働者といふ

ことで金銭的に評価いたしまして、平成八年度で常時介護の場合五万七千六百円というものの支給

を行なうことといたしております。

○小林正君 これは当然、介護のために必ずから働く意思のある人がその時間を割かなければならぬ、その部分についての補償をしていくという

のは基本的に重要なことだと思いますので、ぜひ

今後とも充実、改善を図つていく必要があるだろ

うと、このように考えております。

次に、これも先ほどの御質問にもありました

が、介護補償の上限が平成八年度から十万六千二百円、こういうことですけれども、実際に介護サービスを受ける場合にそれを上回るような実態と

いうのも当然かなり出てきているというふうに思

うわけですが、こうした実態と、それからこの制

度とあわせて、何かこうしたことについてのさら

に充実させるような工夫、努力というものが行わ

れているのかどうか、その辺について伺います。

○政府委員(鈴木正明君) 介護補償につきまし

て、先ほども申し上げましたが、上限額というも

のを設定いたしておるわけでございます。基本的

には労災制度あるいは国公災制度というものとの

均衡を考えているわけでございますが、そのもと

になる考え方を申し上げさせていただきますと、

この介護補償の上限額につきましては、現行のい

ろいろな制度の中の介護手当の中で最も高い水準

であります原爆被害者に対する介護手当、こうい

つたものの上限額とのバランスというのも一つ

を考えております。また、介護料というものを現在

福祉施設として行っておりますので、その支給の

実態というものも踏まえまして先ほどの額で設定

をさせていただいているということでございま

す。

それで、重度の被災職員の方には、いわゆる障

害の場合は障害補償年金に加えましてこの介護補

償が給付されて生活されていくわけでござります。

が、なおお話しのように介護補償の上限額を上回

つて介護サービスを受ける場合というものもある

うかと思いまして、今回は福祉事業としまして

例えば介護サービスを受けた場合の利用料金の一

定割合を支給するといった事業、ホームヘルプサ

ー、ビス事業などを考えておりますので、そういうことを実施することによりましてこれらの方の介護ニーズに対応していきたいと考えております。

○小林正君 確かに一つの制度だけじゃなくて、あわせて対応することによってそうした措置が改善をされるよう御努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、今度の法案の中で消防団員、職員ではなくて団員の問題についてもあるわけですから

も、消防団員というものについて、阪神・淡路大震災の中で大変その活躍が讃賞されました。地域

社会がきちっと成立をしているところの中の団員の活動等については相当深い結びつきの中で大変な働きがあるわけですから、どうもやっぱり

うのがかなり話題になつてきてるわけですが、

日本全国至るところで都市化の波が押し寄せていく

という状況の中で、地域社会の崩壊過程だとい

うような言い方もあって、団員の減少の問題とい

うのがかなり問題になつてきてるわけですが、

こうした問題についてどういう問題意識をお持ち

なのかな、お伺いをしたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 消防団員は、委員が今

御指摘になりましたように、常備消防と並びまし

て地域における消防防災の中核といたしますて、

長年の歴史を踏まえながら消防団が重要な役割を

果たしておるわけがございます。

今回の阪神・淡路大震災におきましても、延べ

七万人以上の消防団員の皆さんに救助・消火活動、さらにはさまざまボランティア活動を含め

て力強い御支援をいただいた限りでござります。

被災者にとつても今お力強い支えと心の非常な

ぬくもりを与えておるところでございまして、私

どもとしても感謝をしておるところでございま

す。

ただ、今御指摘ございましたように、近年、社

会情勢の変化等に伴いまして消防団員の減少等の

問題が生じてきておるわけでございます。

このような問題に対処いたしまして、消防団の

活性化を図りますために、消防庁ではかねてから

### 消防団の施設、装備の充実、消防団員の待遇の改

いうことについてお尋ねしたいと思います。

係で、こうした補償が的確に迅速に行われるとい

り過ぎるというお話につきましては、先ほど渡辺

善  
さらに青年層、女性層への団員の参加の促進等を積極的に進めてきておるところでございま  
す。また、消防団を含む地域の消防防災活動のす  
そ野の拡大のために、町内会等の自主防災組織や  
婦人防火クラブあるいは少年消防クラブ、事業所

の自立防災組織等の育成強化が重要でござる。このため、消防庁といしまして、これら民間の防災組織の活動拠点となる防災センターや、あるいは活動資機材等の整備を進めてき、かつ今後積極的に進めてまいりたいと考えておるわけでござります。

なお、消防団の拠点施設の整備事業あるいは消防団活性化総合整備事業、またふるさと消防団活性化助成事業等によりまして消防団の施設、装備の充実を図りますとともに、地方交付税の基準財政需要額におきまして報酬、出動手当等の算入額の改善も行ってまいり、先ほど申し上げましたように、青年層、女性層にアピールする人物による消防団員への積極的な参加を呼びかけてまいりたいと考えておりますところでござります。

いすればいたしましても、消防団の重要性は確か  
にあります。しかし、今後その活性化に努め、団員の確  
保対策を推進してまいる所存でございます。

○小林正君　そういう大変な御努力がされている  
わけですけれども、実際に消防団という組織のな  
い自治体というものが全国ではあるんでしょうか。  
あつたら実態をちょっと教えていただきたい  
と思います。

○政府委員(淹美君) 昔から消防団のない市町村というものは全国で七市町村ございます。基本的には、大阪府管内の市が五都市、それからあと二つばかりの村と市がござります。

○小林正君 次に、消防団の皆さんのが消防なり防災活動を行つてそのことから被災されるという状況の中で、職員と連つて共済基金での対応がされて、今回これが民間法人化するということのようありますけれども、このことが今までの制度の中でより積極的な意味がどういう形であるのかと

この民間法人化に当たりましては、今後この井汲制度の公正、確実な実施を確保しながら、おなじく被災の消防団員に対する適切な給付の水準を確保いたしますとしていたしまして災害補償の的確な実施を行いますとともに、消防基金が消防団員の公務災害防止、さらには健康増進等の事業をより弾力的に推進することによりまして災害の未然防止に積極的に取り組むよう指揮をいたしてまいり、この民間法人化の成果が活動の上で上がつたというようになります。つまりいたと考へておるところでございます。

○小林正君 消防団員の皆さんのが献身的に消火、防災等の活動をされる、これもやっぱり裏腹の問題

今回の大震災でも多くの団員の皆さんのが、それ通常の職業に従事をしながら、災害の発生した場合にみずから手でみずからのふるさとを守るために極めて重要な役割を果たされておるところでございます。団員の皆さんのが安んじてその勤務に従事されるためには、活動による災害に対し、補償が的確に実施されることは不可欠であることは申し上げるまでもないわけでございます。

身を切られる思いもいたしましたし、苦渋の選択をいたしましたけれども、積極的に地方分権を進める自治省といたしまして、二つあるから二つでそのまま置いておくということじやなしに、二つの中の消防団員等共済基金を民間法人化することによって特殊法人の見直しに努力をし、成果を得たいと考えた次第でございます。

いうことについてお尋ねしたいと思います。  
○国務大臣(野中広務君) 消防団員等公務災害補償等共済基金につきましては、特殊法人の見直しの一環といいたしまして今回法人のあり方や事業のあり方につきまして真剣な検討を重ねました結果、御承知のように自治者は公営企業金融公庫とこの消防団員等公務災害補償等共済基金の二つなり特殊法人を持つておらないところでございまして。そういう状態でござりますけれども、特殊法人の見直しの積極的な対応のために、時あたかわ阪神・淡路大震災において積極的に消防団員が献身的な努力をされておる真っ最中でございまして

況であるわけで、そうしたのについてはむしろ進んで、先ほどの新聞記事の紹介で裁判の判例が先行するような御指摘もあつたわけですからけれども、やはり何よりもこの基金の性格から考えてみましても新たな事態といふものを十分に先取りをする形で、過労死が世界に通用する言葉になつてしまふような事態といふのはやっぱり避けなきやうにも思います。ならないだろうと、こういうふうにも思います。認定基準がこの二月から一定程度の見直しがされたということも伺っておりますけれども、基本的な考え方を二点目にお伺いしたいと思います。

あるといふようなことがあつたり、それからトラブルがある場合は一層、当然主張される方々の意見も十分聞くといふことのために客観的に時間がかかるつちゃうといふことも当然出てくるわけですがけれども、補償の本来の趣旨を生かすためには速にそのことが執行されるというのがやつぱり一番重要な課題ではないかなということが一点。それからもう一つは認定基準の問題で、時代や社会の進展に伴つて今までではそうしたことが会通念上も位置づかなかつたようなことが新たなる問題として提起をされ、例えばコンピューターソフトの開発といったようなことが結果として過労死を招いたなんというケースも私も知つておりますけれども、そういうような事態も起きてゐる。それまでは考えられなかつたような新たな仕事と。

う裏づけというものがやはり重要なだろうというふうに思いますので、団員の減少化の傾向というのが一方にある中での対応としてそうした制度の充実というものをぜひお願い申し上げたいといふに思います。それでは次に、基金の関係についてお尋ねしたいと思いますが、先ほど渡辺委員からも出ておりましたけれども、私もやつてみて感じるのは、やはり非常に日数がかかるという基本的な問題があつて、審査会 자체もメンバーの人たちの日程調整から始まつてなかなか次の機会までの間に時間が

○小林正君　日数がかかり過ぎるという問題、それからまた認定基準の問題についても、審査会のメンバーを見て、ますとやつぱり、時代、社会会員を取りするようなメンバー構成になつていればいいんですけど、旧来の陋習に非常にこだわる方もおつたりしてなかなかうまくいっていないんじゃないかなという気が率直にする場面もありました。

それから、これは労災の追隨というような横並び云々という話もあつたんですけど、認定基準

から認定基準といふものを適時適切に改正していく努力というものを感じやなりませんが、いざれにいたしましても地方公務員災害補償、國家公務員災害補償、労働者災害補償という三本の補償制度がございますので、三者よく連絡しながら時代の趨勢に合致するような体系ができるようこれからも私たちには私たちなりにひとつ努力をしまりたいというふうに思います。

それから、三点目の判例の動向との関係でござりますが、これにつきましても私たち判例といいますから、この確定した判例といふのをよく念頭に置きながら仕事をしていかなければならぬというふうに思います。また、そういう考え方で支部の方にもよくお話ををして、判例の動向とそこがないような仕事ができるように努力をさせていただきたいと思います。

り過ぎるというお話につきましては、先ほど渡辺先生からもお話をございましたし重ねてのお話でございますので、私たち支部審査会に対する接觸の仕方というものによく考えながらできるだけして支部審査会における審査がスムーズに進むよう努めたいといいますか、実情をよく御説明して支部審査会で認識していただきて事がうまく進むよう努力をさせていただきたいというふうに思います。

二点目の認定基準の改正でございますが、これは時代の趨勢といいますか、あるいはまた医学の進歩といいますか、そういうものをよく把握しな

準をどうするかというような問題について言えれば、やつぱりこれは民間追随ということがいいのかどうか。例えば、週休二日制の問題についても民間先行官が追随し、その官が追随したことの実績がまた民間に一定の影響を与えて進展しているといふことがありますね。ですから、そういうことで考へると、公務員の場合がこの問題に関しては、結局人間の命にかかる問題等については公も民もないわけで、そのことにかかわってはできるだけそうした条件が整つていて、むしろ先導的な役割を果たさなければいけない分野もあるうかといふふうに思ひますので今後の課題として御検討賜ればと、このように思います。

それから、先ほど地下鉄サリン事件についてお話をございまして、まだ認定が上がっていないということですが、あの事態が発生したのが三月二十日で一定の期間がたつていますね。これはいつも上がつてることになるのか、中央の方は御存じないかもしませんが、どこで滞つていてそのことが具体的に執行される段階まで行くのか。

それからもう一点は、阪神・淡路大震災でも同様のことが起きているわけですけれども、こつちの方はどういう進展状況なのか、お伺いしておきたいと思います。

○参考人(中島忠能君) 御説明申し上げます。

いわゆるサリン事件に係る公務災害の認定請求の話でございますけれども、どちらか二十日たつておりますのでもう出てくるんじゃないかというふうに思いますが、重ねてのお話でございますので支部の方にもう一度連絡してみたいといふうに思います。

それから、阪神・淡路大震災の公務災害の状況でございますが、これにつきましては地震発生時及び地震発生後応急対策あるいは復旧対策に従事中災害に遭われた方、二つに分けられると思いますが、その双方を合わせまして認定請求が出てきておりますのは、地元の公務員に関しては百十一

件ございます。百十一件ございまして、現在までに百一件について公務災害の認定をいたしております。あと十件残つておりますけれども、その十件につきましても支部の方でできるだけ速やかに仕事をしていただくようお願いをしているところでございます。

その他二、三御指摘がございましたが、御指摘をよく承りましたから私たちひとつ法の範囲内で努力をさせていただきたいと思います。

○小林正君 以上で終わります。

○有働正治君 私は、法案の具体的な中身についてお尋ねします。国家公務員災害補償法の改正とかかわりで、地方公務員の場合、具体的にどうなるかと端的にまず幾つかお尋ねしますから、端的にお答えください。

ホームヘルプサービスや介護機器のレンタルを利用した場合、料金の全額を基金から支給する必要があるわけですから、地方公務員の場合、利用料金の何割支給になるのか、ということが一

点。

それから、長期家族介護者に対する援護金制度の創設が盛り込まれるわけありますけれども、地方公務員の場合、具体的にこの援護金というのは幾らになるのか、まずお尋ねします。

○政府委員(鈴木正明君) これは法律改正の中身そのものはございませんが、今回の制度改正に当たりまして、今お話しのホームヘルプサービス事業等を行うことを考えております。

これにつきましては、自宅で介護を受けられる方が民間事業者からその介護サービスを受ける、この利用料金の七割を支給するということを考えております。また、介護機器のレンタル事業につきましてもレンタル料金の七割を支給する、こういうことを予定いたしております。

また、お話しの長期介護者に対する援護金でございますが、障害補償年金などを受けている方で重度の介護の方が公務上の事由によらず亡くなつた場合、こういう場合には年金の支給がなくなりますので、残された家族というんでしようか、

介護をされてきた家族の世帯収入全体にしてみるとその分かなり減るということでございまして、そういった生活の激変を緩和して自立した生活への援助を行う、こういう趣旨で援護金制度を検討いたしておりまして、援護金としては百万円を支給するということで制度の検討をいたしております。

○有働正治君 七割、それから百万円、それ自体が私はもつともっと引き上げる必要があると、関係者の強い要望であるといふことも述べておきます。

それから、補償額の算定の基礎となります平均給与額の最低補償額の引き上げ、これが具体的に幾らから幾らになるのか。それから、年金等の算定の基礎として用いています平均給与額の最高限度額の年齢階層区分、これが地方公務員の場合、国家公務員とのかかわりでどういうふうに今度なつていくのか。そしてまた、遺族特別援護金それから障害特別援護金、それぞれ第一級の場合、現行七百六十万円、五百六十万円がありますが、これがどのように引き上げになるのか。

○政府委員(鈴木正明君) 今のお尋ねはいずれも法律改正の内容そのものではございませんでございまして、法律が成立を見させていただいた後でいろいろ制度として検討すると、こういうものでございますが、平均給与額の最低補償額につきまして、これは雇用保険の賃金日額の最低日額と大体趣旨も同じでございまして、從来からそれとのバランスということで定められてきております。それで、今回雇用保険の方も改善が行われておりますので、平均給与額の最低補償額を三千九百六十円から四千五百十円に引き上げるということで検討をいたしております。

それから次に、補償のベースとなります平均給与額の最高限度額、これを年齢階層別に定めているわけでございますが、現在六十五歳以上について一律の限度額が定められておりまして、そういう六十五歳以上という年齢区分になつております。

○有働正治君 そうしますと、三・七%、十八件、却下が二十件、四・一%、そういう内容でござります。

○参考人(中島忠能君) 御説明いたします。

再審査請求の件数は、御指摘の期間内に五百二十二件ございました。平成六年度末においては裁決済みが四百九十一件、取り下げが九件、審理中二十二件となっています。その裁決済み四百九十一件の内訳でございますが、棄却が四百五十三件、九二・二%、取り消しが十八件、三・七%、

す。これを六十五歳から七十歳未満という区分と七十歳以上と二つに分けまして、六十五歳以上七十歳未満の年齢区分についての最高限度額を引き上げる、こういう予定で検討しております。

それから、特別援護金、障害特別援護金の改善内容でございますが、これも民間企業における同じような給付の支給実態あるいは改善状況というものを反映させていくという考え方のものでございまして、遺族特別援護金につきましては、例えば遺族補償年金の受給権者の場合で申し上げますと、七百六十万円から九百万円に引き上げるといった改善を考えておりますし、また障害特別援護金につきましては、例えば障害等級一級の方でございますが、その方については五百六十万円から七百六十万円ということの改善を行いまして、これにはいずれも労災制度、国公災といったものとの関連で考えております。

○有働正治君 法案自体は私は賛成であります。が、それぞれ関係者、労働者の要望はもつともつと改善を求めているということで、今後も引き続き改善を求めておきます。

次に、地方公務員災害補償基金での救済問題などについてお尋ねしますけれども、基金本部審査会の出した裁決につきまして、一九七〇年から一番新しい時点までのおよそ四半世紀における裁決の件数、その中の救済裁決の件数、その比率をまずお示しいただければと思います。

○参考人(中島忠能君) 御説明いたします。

再審査請求の件数は、御指摘の期間内に五百二十二件ございました。平成六年度末においては裁決済みが四百九十一件、取り下げが九件、審理中二十二件となっています。その裁決済み四百九十一件の内訳でございますが、棄却が四百五十三件、九二・二%、取り消しが十八件、三・七%、

却下が二十件、四・一%、そういう内容でござります。

○有働正治君 そうしますと、三・七%、十八件、却下が二十件、四・一%、そういう内容でござります。

とおっしゃられた、これが救済裁決件数といふことになるわけありますね。四%にも満たないと

いうことで極めて低いわけです。その中で保育園、養護学校の保母職員などの訴えの被災害性頸肩腕障害、腰痛、これを見てみると、一件も救済されていないようであります。非常に救済裁決が低いということ、これは私は問題だと思うわけであります。ほかの行政不服審査のケースよりもはるかに低い、突出していると言わざるを得ません。

挙げますと、比較的の審査請求事件数も多い税務署の課税処分に対する不服申し立て手続と比較検討しますと、国税厅及び国税不服審判所の発表によりますと、一九九二年の税務署への異議申し立て件数は六千五百五十三件、これに対して課税処分の一部ないし全部を取り消した件数、納税者から見ての救済決定、これは六百四件で救済率九・二%であります。また、税務署長の再調査を不満としまして国税不服審判所に不服申し立てがなされました三千四十一件に対し、国税不服審判所が課税処分の一部ないし全部を取り消した裁決六百三件で救済率一九・二%であるわけです。税務署寄りとの批判も少なくないこういう異議手続の国税不服審判所等に対する審査請求手続と比較しても、地公災基金の行政不服審査請求手続における救済率というのは私は極めて異常に低いと、これはやっぱり問題があると言わざるを得ないわけであります。

大臣、今お聞きされたとおり、救済裁決が今審議中のかわりではほかの状況から見ても非常に低いという、この点どういう御感想でありますようか。この法の精神からいって、地方公務員の遭難族の生活安定、福祉向上に寄与するというその精神からいつまでもと改善の余地は私はあるのですが、いかがでありますか。

その支部の審査会の昭和四十二年から平成五年度までの状況を申し上げますと、審査件数一千七百九件、そして裁決済みが五年度末で一千三百五十八件、取り下げが百五十四件、審理中百九十七件。裁決済み一千三百五十八件の内訳は、棄却が一千二十九件、七五・八%、取り消し、いわゆる救済が二百八十九件、二一・三%、却下が四十件ということになつておりますと、支部審査会と本部審査会という二段階審査をいたしておりますので、支部審査会の段階では二〇%を超えるものが救済されておる、その両方を合わせた上で評価をしていただきたいというふうに思います。

○有働正治君 そういう言いわけは通らないですか。  
○國務大臣(野中広務君) 地方公務員の災害補償制度につきましては、ただいま理事長から説明を申し上げましたように、その審査の内容につきましては高度の専門的技術の判断が要求をされます。また、中立・公正性が要求をされるわけでござりますので、私といたしましてはそれぞれの災害補償につきまして今日まで適切な判断と審査が行われてきたと考えておるところでございます。

○有働正治君 全然問題になりませんよ。大臣は権限もあるし、法律上権限も明記されているわけ等を求める事もできるわけですからきちんと対応することを求めておきます。

なぜほかの行政不服審査のケースよりもはるかに低い救済率になつてゐるか。

大臣は中立性と言われたわけですけれども、やはりその点についてさまざまな指摘があるわけです。例えば、今、理事長がお見えですけれども、この方も天下りなんです。公務員部長さん、今答弁されている方がもうしばらくすると理事長さんになる。歴代そうなんですよ。それから、先ほど

渡辺委員も御指摘なされましたけれども、労働基準局関係者 行政機関O.B.、人數の比率からいってもこれが全体の四分の一を占めているんです。そういう点では中立性そのものも問題があると。こういうのをよしとするという大臣答弁は全くいたしません。

それから、過労死弁護団全国連絡会議の地方公務員災害補償基金への要請行動などに対しても、基金が審査請求及び再審請求の実態を明らかにしてほしいと言つてもなかなか明らかにしないということで、基金が極めて閉鎖的であるということが厳しく指摘されているわけです。そういう点については抜本的に改善を求めておきます。

そういう批判がないようになりますべき点は改善すること、そういう点で理事長、改善すべき点は改善すると、こういう厳しい指摘があることも受けとめて対応すると、結論だけ述べてください。

○参考人(中島忠能君) セっかくの御指摘でございますが、私たちに情報提供すべきだという御指摘がございましたけれども、審査会の審査の内容あるいはまだ判断の結果といふものにつきましてはプライバシー保護との関係でございますので、当該本人には当然その内容等をお知らせしておりませんけれども、直接利害関係のない第三者につきましてはプライバシーの侵害と個人の利益を保護するという観点からお知らせをすることを差し控えております。

○有體正治君 全く自治省の役人の答弁みたいな態度ではだめですよ。そういうことを私は言つてゐるんじゃないので、結果について、その他についてお聞きしてもなかなか知られない現実があることを厳しく指摘しておきますから、改善を求めます。

それから最後に、地下鉄サリン事件についての被害者の救済の問題で、労働者災害補償保険法での労災適用の問題、それから被害を受けた方々のうち死亡された方々についての遺族特別支給金あるいは遺族補償年金、葬祭料支給の問題、被害を受けた方々のうちアルバイト、パート社員、外國

人にも労災法を適用する等、きちんと広く救済する方向で対応していただきたいという点であります  
が、いかがでありますか。

○説明員（堺谷勝治君）　お答え申し上げます。

地下鉄サリン事件に関する労災保険の適用につきましては、一つは業務上の災害という形で被災された方々と、もう一つは通勤途上で被災された方々がございまして、その二つの形で適用がなされております。

まず、営団地下鉄の職員の皆様方が車両の中、もしくは駅の構内にございました有害物を除去する際に被災されたり、また乗客の方々を誘導する際に被災されたなどいうことがございましたが、これにつきましては、地下鉄の職員の方々の本来の職務であるということにかんがみまして、労災保険の適用は当然にあるものと考えております。

一方、今回の災害はちょうど通勤時間帯にございまして、多くの通勤途上の方々が被災されました。これが、これにつきましても、今回のサリン事件の発生の状況でござりますとか発生の場所、発生の時間等を考えまして、これは労災保険上でいうところの通勤災害に該当すると考えております。

それから、給付の中身でござりますけれども、給付の中身につきましては労災保険上各種の、遺族補償給付を始め各種の給付が定められておりますので、法に定めたとおり給付をしてまいりたいと考えております。

なお、最後に雇用形態につきまして、パートの方々とか外国人の方々にどうなのかというお尋ねでございますが、これにつきましても労災保険では、雇用形態のいかんを問わず、労働者であればすべて労災保険の適用がございます。また、給付の中身も全く一般の労働者の方々と同様の給付を行ふこととなっております。

○有働正治君　地方公務員の方々も被災されてい るわけであります。この点について自治省として災害補償法で労災と認め万全の措置、それから死はれた方々についての遺族に対する対応等万全を期していただきたい。この点だけお答えいただ



も、一口に家族介護と申しましても、実際に介護なきつておられる家族にとっては並大抵の御苦労ではないわけです。例えば、介護をする家族の仕事は続けられるだらうか、仮に仕事をやめれば経済的はどうなるんだろうか、今の住宅のままで介護ができるんだろうか、それは幾つもの不安、心配があるわけです。

今回の改正においては介護機器レンタル制度あるいはホームヘルプサービス制度が創設されるとのことですけれども、そうしたサービスを受けるにしても、住宅そのものがそれに対応できなければ絵にかいだもちということになるわけです。

そういう意味におきまして、介護支援対策には住宅改造などの援助についても検討がぜひ必要ではないかなと思うんですけれども、自治大臣の方から御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 委員が御指摘になりますように、実際に在宅で介護を受けてますためにも、介護をする人の負担をより軽減するためにも、例えば家庭内におきます段差の解消とか、あるいは手すりや入浴しやすい浴槽の設置など、介護に十分配慮した住宅の改良等が必要になると考えるわけでございます。被災職員がこのよくな住宅改良を行う場合につきまして、例えば貸付金あるいは利子補給等を考慮してまいるなればならないと考えております。

○西川潔君 次に、災害予防についてお伺いいたします。  
我が國の公務員災害、民間の労働災害の発生件数は年間七十万件ぐらいあるということを伺っておりますが、最近では技術革新やOA化などの理由によりまして新たな職業病も続出をしておりまします。そうした中で、それぞれの職業病や災害を事前に防ぐ、予防するということは使用者側としても最も大切なことではないかなと思うわけです。

先日報道で目にいたしました香川県のお話ですが、香川県内の自治体ではホームヘルパーに対しB型肝炎予防のためのワクチンを接種する動きが広がっているということをご存じます。

それぞれの職域によって起こり得る可能性のある災害予防については使用者側である国また具体的な義務として万全の対策を講じていただきたいと、こう思ふわけですけれども、大臣の御決意をお伺いして質問を終わらたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 地方公務員の公務災害は認定件数で見てまいりますと、通勤災害と合わせまして年間約三千万件に上っております。このような公務災害の発生状況をそれぞれ見てまいりますと、件数、公務災害の内容とも職種によつて特徴がございます。特に、清掃あるいは教職員あるいは消防、警察職員等の公務災害の件数が多い状況にあるわけでございます。これらの公務災害を防止することは極めて重要な課題でございまます。委員が御指摘のとおりであるうと考えております。

地方公共団体の職員の安全と健康を確保いたしましたために、これまでも各地方公共団体において安全衛生管理体制を整備するなどの取り組みを行つたところでございますけれども、今後福祉事業をより拡充し、地方公務員災害補償基金におけるべきものと決定いたしました。

○委員長(岩本久人君) 御異議ないと認め、さよう

○委員長(岩本久人君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本久人君) 御異議ないと認め、さよう

○委員長(岩本久人君) 次に、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題といたしました。政府から趣旨説明を聴取いました。野中國家公安委員会委員長。

○國務大臣(野中広務君) ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

最近、けん銃を使用した凶悪な犯罪が急増し、銃口が市民生活や言論・政治活動・企業活動に向けられ、またけん銃が暴力団員以外の者に拡散しない銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

○西川潔君 まず第一に、けん銃等の発射に関する規制の強化等についてあります。

○國務大臣(野中広務君) その一は、けん銃等の営利目的の輸入罪の法定刑のうち懲役に併科される罰金の上限を五百万円から一千万円に、けん銃部品の輸入罪の法定刑を三年以下の懲役または五十万円以下の罰金から五年以下の懲役または百万円以下の罰金にそれぞれ

とを禁止し、及びけん銃実包の所持を規制するとともに、けん銃等の密輸入を防止するため、けん銃等の密輸入に関する罰則の強化及びけん銃等として物品を輸入した者に対する罰則の新設を行つて、ほか、けん銃等に関する犯罪の検査に当たり警察官等が行うけん銃等の譲り受け等に関する規定の新設等、所要の規定の整備を行うことをその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたしま

まず第一に、けん銃等の発射に関する規制の強化等についてあります。

その一は、不特定もしくは多数の者の用に供される場所もしくは乗り物に向かつて、またはこれらの場所等においてけん銃等を発射することを禁止し、不法に発射した場合には無期または三年以上上の懲役を科すこととするものであります。

その二は、けん銃実包の所持、輸入等を禁止し、密輸入した場合には七年以下の懲役または二百万円以下の罰金を、不法に所持等した場合には五年以下の懲役または百万円以下の罰金を科すこととする等、所要の罰則を整備することとするものであります。

その三は、けん銃実包を不法に所持する者が実包を提出して自首した場合には刑を減輕し、または免除することにより、不法に所持されているけん銃実包の提出を促すこととするものであります。

第二に、けん銃等の密輸入等に関する罰則の強化等についてあります。

その一は、けん銃等の営利目的の輸入罪の法定刑のうち懲役に併科される罰金の上限を五百万円から一千万円に、けん銃部品の輸入罪の法定刑を三年以下の懲役または五十万円以下の罰金から五年以下の懲役または百万円以下の罰金にそれぞれ引き上げるなど、罰則の強化を行うこととするものであります。

その二は、密輸入の予備をした者が実行の着手前に自首した場合等に刑を減輕し、または免除す







